

西尾市 こども計画



こどもが真ん中にあるまち
～にしおの未来はこどもがつくる～

令和7年3月
西尾市

は じ め に

本市では、令和2年度に『第2期西尾市子ども・子育て支援計画』を策定し、地域における多様な子ども・子育て支援の充実を図り、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行ってきました。また、「ベビーファースト運動*」にも参画し、「子育てするなら、やっぱり西尾市」を感じていただけるよう、積極的に子ども・子育て支援に取り組んできました。

しかしながら、近年では少子化がさらに進むとともに、児童虐待*、不登校、貧困やヤングケアラー*など、子どもを取り巻く状況は深刻化しています。

こうした中、国においては、子どもに関する取組や政策を積極的に進め、子どもや子育てにやさしいまち「こどもまんなか社会」を実現させるため、令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されるとともに同年12月には「こども大綱」が策定され、幅広いこども施策を総合的に進めていくこととなりました。

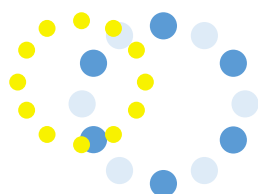
本市においても、こども基本法及びこども大綱の趣旨に基づき、また、子ども・若者への総合的な支援策をより一層進めていくため、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「西尾市こども計画」を策定いたしました。基本理念を「こどもが真ん中にあるまち ～にしおの未来はこどもがつくる～」と定め、こども自身が「こどもまんなか社会」の主役となるよう、こどもの社会参画や意見表明の機会を充実させ、子どもや子育て世代にとって住みやすいまちを目指して具体的な施策を展開していきます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見を賜りました西尾市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ワークショップ*に参加していただいた子どもや若者の皆様、アンケート調査やパブリックコメント*にご協力いただいた市民の皆様、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

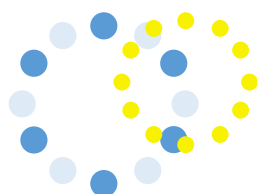
令和7年3月



西尾市長 中村 健



目 次



第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景.....	3
2 計画の法的根拠と位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の対象	5
5 計画の策定体制.....	6
6 SDGs との関連.....	6
第2章 西尾市の現状	9
1 人口の推移	9
2 世帯の推移	13
3 女性の労働力と男女の未婚の状況.....	15
4 子育て支援に関するアンケート結果の概要	17
5 こども・若者等の意見	25
6 西尾市の課題	28
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念	33
2 基本的な視点	34
3 基本目標	35
4 施策の体系	37
第4章 施策の展開	41
基本目標1 «妊娠期～乳幼児期» 生まれる前から乳幼児期の支援の充実.....	41
基本目標2 «学童期・思春期» 学童期・思春期の学びを支え、継続した育ちの支援	47
基本目標3 «青年期» 若者の未来を後押しするための支援.....	53
基本目標4 «すべてのライフステージ» 特別な配慮が必要なこども・若者や家庭へのきめ細かな対応の充実	54
基本目標5 «すべてのライフステージ» 子育て家庭への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進...	60
基本目標6 «すべてのライフステージ» 社会全体でこども・若者やその家庭を支援する取組の推進....	62

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	71
1 教育・保育提供区域の設定	71
2 将来のこども人口の見通し	71
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	72
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	74
5 推進上の留意点	86
第6章 計画の推進に向けて	89
1 施策の評価と見直し	89
2 西尾市子ども・子育て応援基金の活用	89
資 料 編	93
1 西尾市子ども・子育て会議規則	93
2 西尾市子ども・子育て会議委員名簿	96
3 西尾市子ども・子育て会議開催結果	97
4 用語集	98

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の背景

国は、こどもの最善の利益を第一に考え、生きづらさを抱えるこども・若者の増加、こどもの貧困問題の顕在化などの社会情勢を背景に、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指した「こどもまんなか社会」を宣言しました。

「こどもまんなか社会」実現に向け、令和5年12月に「こども大綱」を決定しています。

また、令和5年4月1日に施行されたこども基本法第10条において、市町村は国が策定する「こども大綱」と都道府県が策定する都道府県こども計画を勘案して、こども計画を定めるよう努めることとされました。こども計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされています。

今般、「第2期西尾市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、この機会を捉えて、令和7年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画などを包含する「西尾市こども計画」を策定することとしました。

★こどもまんなか社会★

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

（こども大綱から）

★本計画における「こども」の表記★

本計画においては、こども基本法の理念を踏まえ、「こども」という表記を用いることを基本とします。

ただし、個別法の引用及び固有名詞に限って個別法の定義及び固有名詞に基づく表記を用いることとします。

本冊子中に＊印がついている用語は、巻末の「4 用語集」に解説を掲載しています。

2 計画の法的根拠と位置づけ

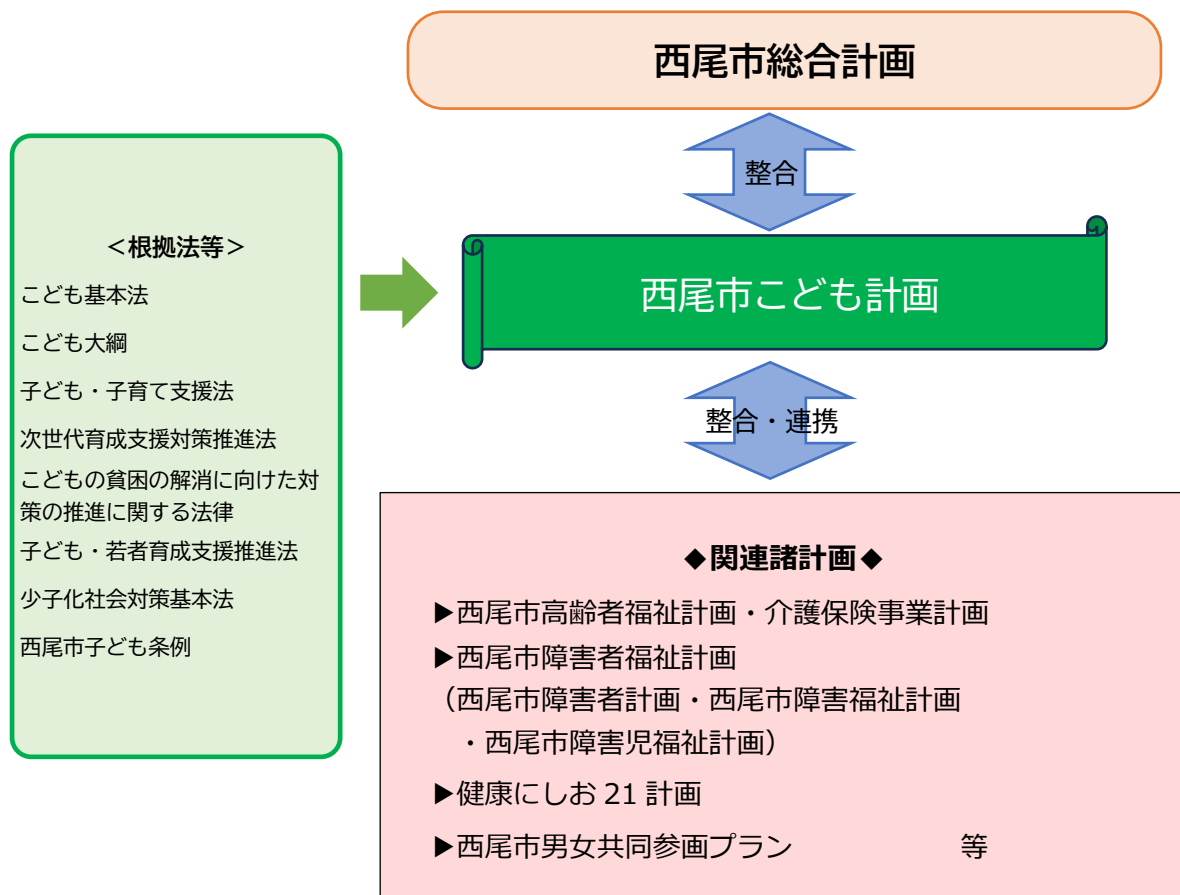
本計画は、「こども基本法」（第10条第2項）による「市町村こども計画」であり、こども大綱及び愛知県計画を踏まえ、本市におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画です。

本計画は、こども大綱にも記載されているとおり、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が示す施策を内包する計画として策定するものです。

また、本計画は「子ども・子育て支援法」（第61条）による「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、様々なこども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、子育て支援とその対策をとりまとめた計画です。

さらに、本計画は「次世代育成支援対策推進法」（第8条第1項）による「市町村行動計画」及び「西尾市子ども条例」（第18条）に基づく「推進計画」としての位置づけも担う計画として策定しました。

なお、上位計画である「西尾市総合計画」のもと、関連計画等と整合性を図りながら策定しました。



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

■ 計画の期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期西尾市子ども・子育て支援事業計画					西尾市こども計画				

4 計画の対象

国の「こども基本法」では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』と明記されています。

また、こども大綱では、乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）、思春期（中学生からおおむね18歳まで）、青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）に分けてライフステージ別に重要事項が示されています。

これを踏まえて、本計画においては、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまで切れ目なく支援ができるように、おおむね30歳未満のこども・若者とその家族、教育・保育施設、学校、事業者、行政、地域社会などを計画の対象とします。

なお、内包している子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」における施策の一部については、ポスト青年期を含むおおむね30歳代までとします。

また、「若者」については、思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なる部分がありますが、思春期以降の年代を指すことを明確にする場合などは「若者」を用いることとします。

■ こども・若者のライフステージ（イメージ）

	乳幼児期 (0～6歳)	学童期 (6～12歳)	思春期 (12～18歳)	青年期 (18～29歳)	ポスト青年期 (～39歳)
こども					
若者					

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、西尾市子ども・子育て会議を設置し、有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見を踏まえ策定・検討しました。

また、西尾市子ども・子育て会議のほかに「子育て支援に関するアンケート調査」及びこども・若者の意見聴取のための「Webアンケート」の実施、「こども・若者ワークショップ」の開催等により、現状把握、課題分析等を行い、本計画を策定しています。

6 SDGs との関連

SDGs（持続可能な開発目標）は、地方自治体においても目標の達成に向けた取組の推進が求められています。本計画についても取り組むべき目標と関連づけ、各種施策を推進します。



第 2 章

西尾市の現状

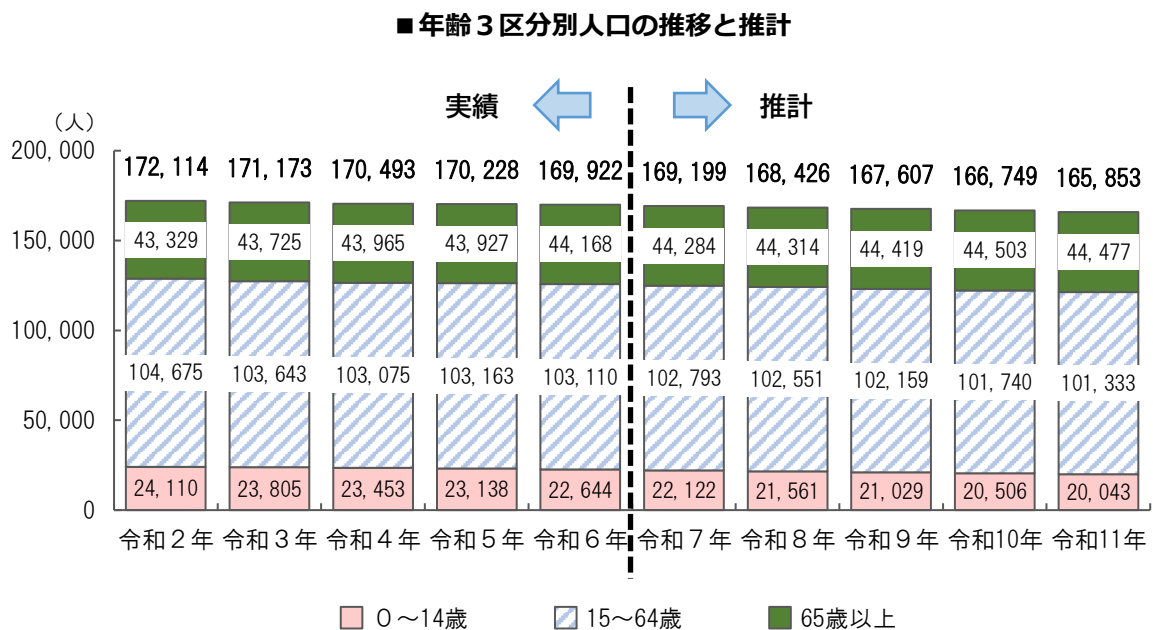
第2章 西尾市の現状

1 人口の推移

(1) 年齢3区分別人口の推移と推計

本市の総人口は減少傾向にあり、令和6年では169,922人となっています。また、この減少傾向は続くとみられ、令和11年には令和6年より4,000人以上の減少が見込まれています。

年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）は減少傾向、65歳以上（老年人口）は増加傾向にあることから、本市においても少子高齢化の状況がみえます。



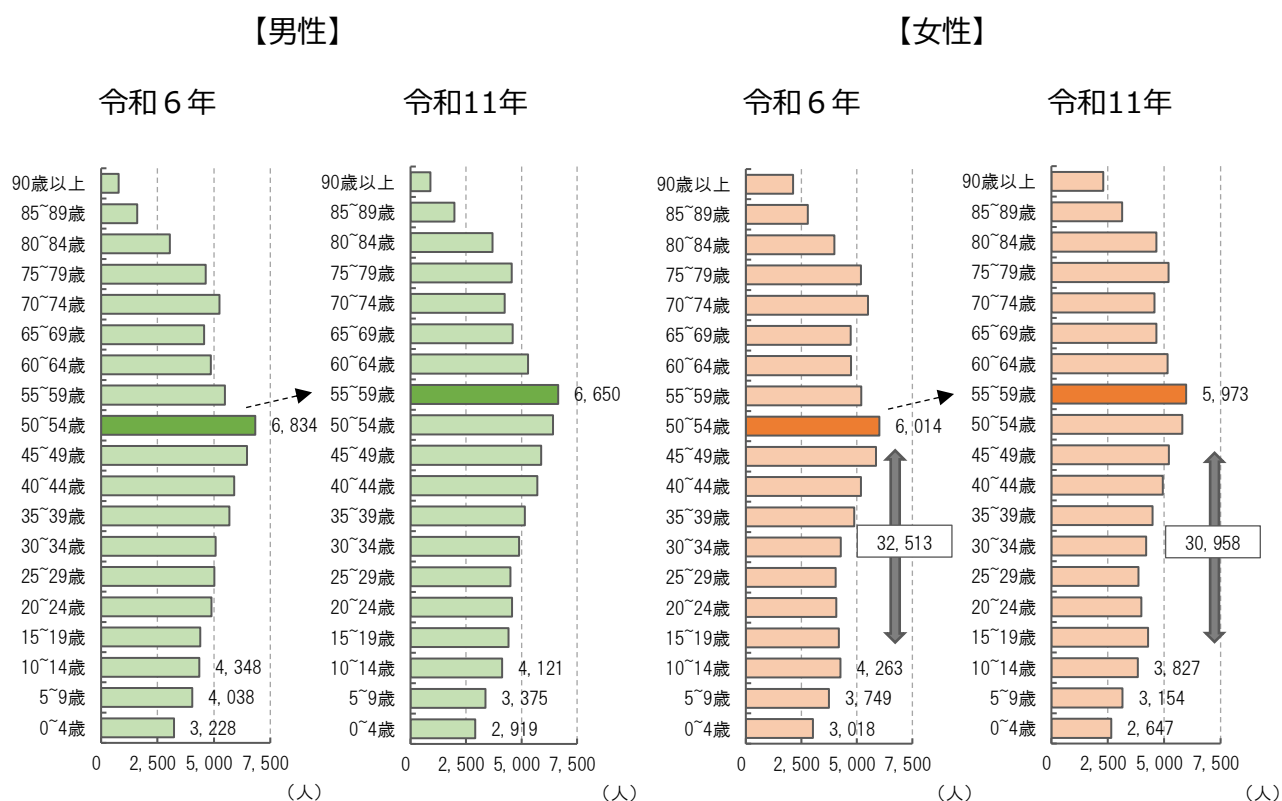
資料：実績…住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計…実績値に基づき、コーホート変化率法*により算出

(2) 年齢別人口

年齢別人口をみると、令和6年には男女とも50～54歳の人口層が最も厚くなっています。5年後の令和11年の推計では、14歳以下人口や、出生にかかわる15～49歳の女性人口が減少しています。

■年齢別人口



資料：令和6年…住民基本台帳（各年4月1日現在）

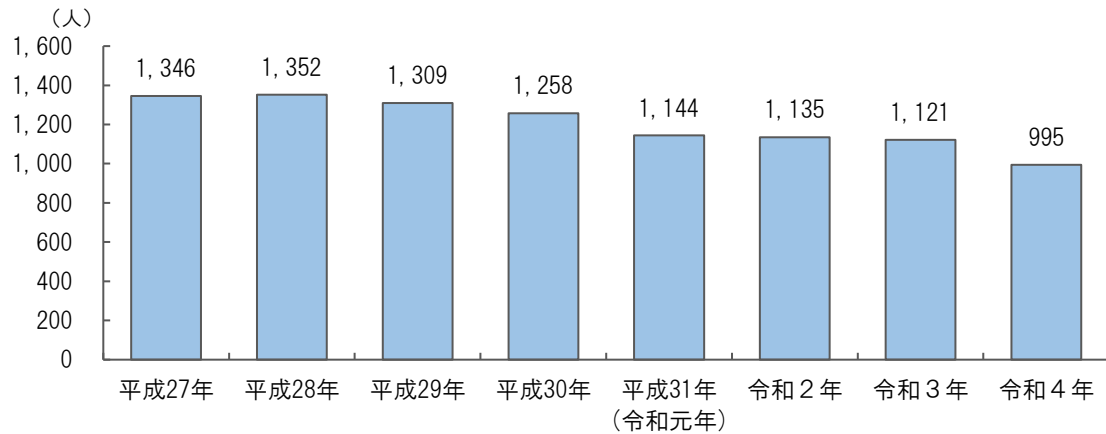
令和11年…実績値に基づき、コーホート変化率法により算出

(3) 出生数

本市の出生数は平成28年をピークに年々減少し、令和4年には1,000人を割り、995人となっています。

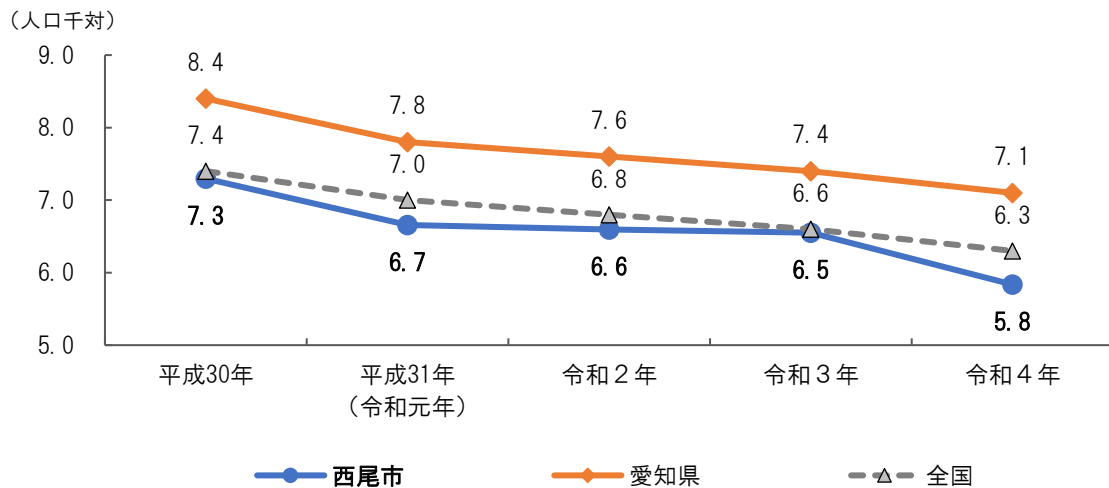
また、出生率は全国・愛知県よりも低く推移し、令和4年には5.8となり、全国より0.5、愛知県より1.3下回っています。

■ 出生数の推移



資料：愛知県衛生年報

■ 出生率の推移

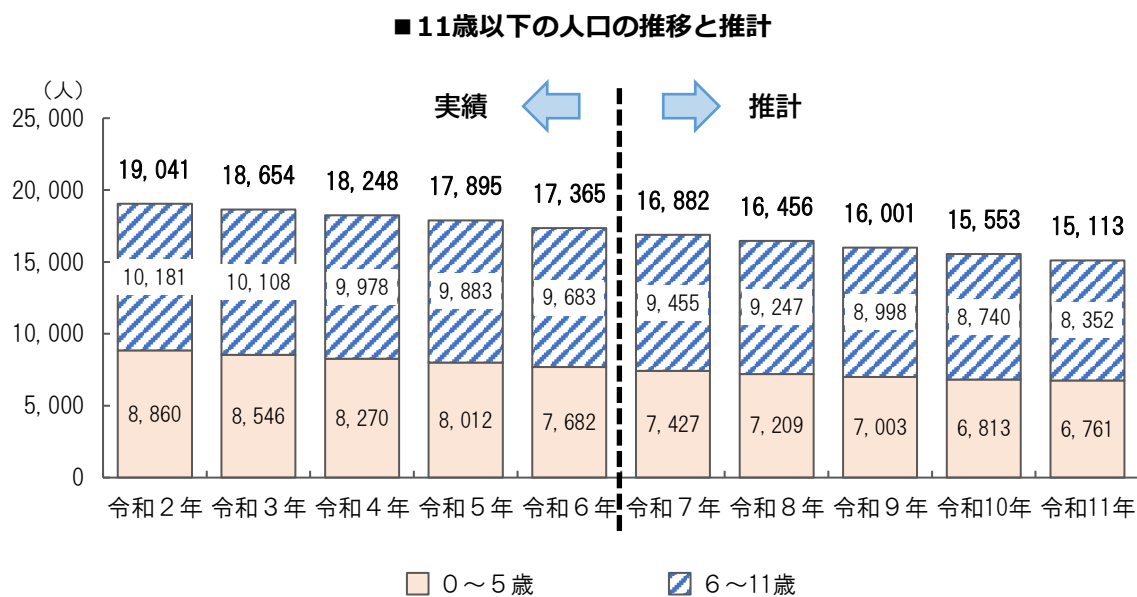


資料：愛知県・全国…愛知県の人口動態統計
西尾市…住民基本台帳（各年4月1日現在）をもとに独自に算出

(4) 11歳以下の人口

11歳以下人口の推移をみると、毎年300～500人程度減少し、令和6年では17,365人となっています。

また、推計をみると、計画の初年度である令和7年には16,882人、計画の最終年度である令和11年には15,113人と、4年間で10.5%減少する見込みとなっています。



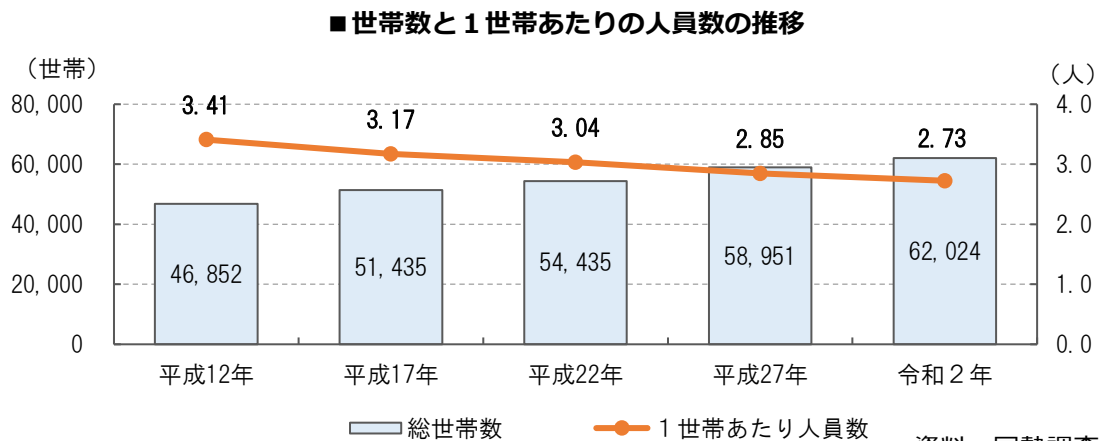
資料：実績…住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計…実績値に基づき、コーホート変化率法により算出

2 世帯の推移

(1) 総世帯*数と世帯人員の状況

世帯数は年々増加していますが、1世帯あたりの人員数は減少し続けており、令和2年には2.73人となっています。

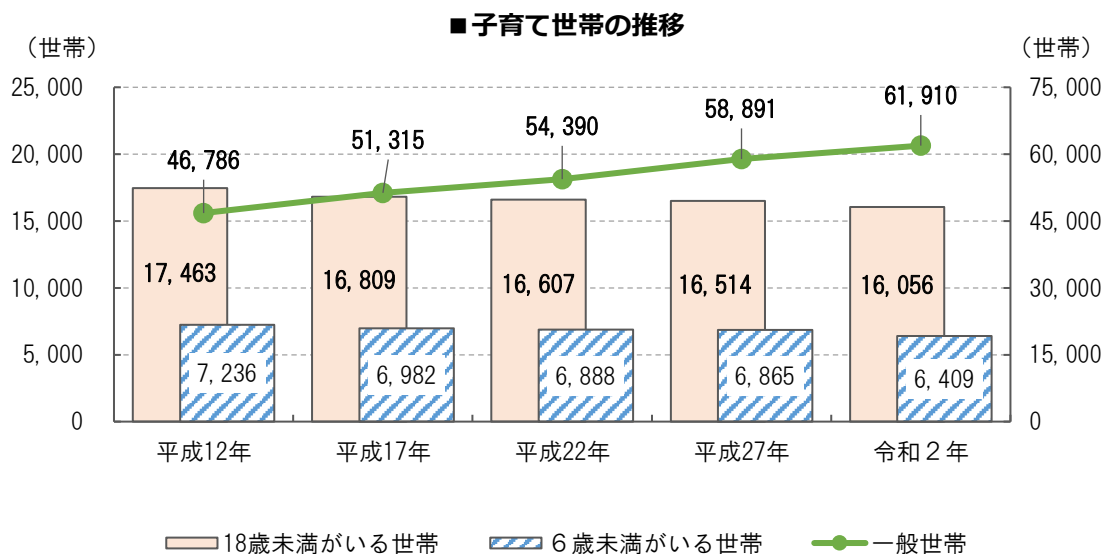


※平成12年～平成22年は、市町村合併前の一色町・吉良町・幡豆町が含まれています。

(2) 子育て世帯の状況

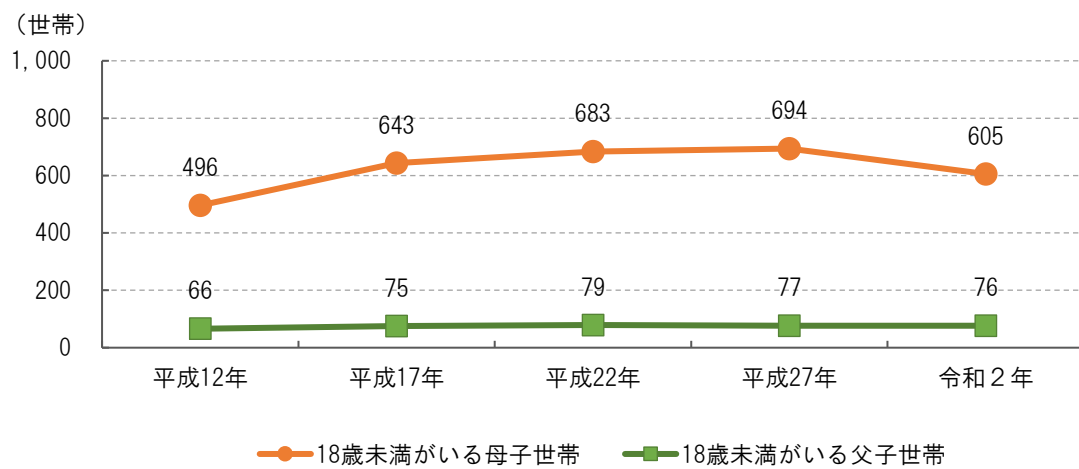
子育て世帯の推移をみると、6歳未満がいる世帯・18歳未満がいる世帯ともに、年々減少しています。

18歳未満がいるひとり親世帯の推移をみると、母子世帯は平成27年までは増加傾向にありましたが、その後は減少に転じています。一方、父子世帯は概ね横ばいで推移しています。



※平成12年～平成22年は、市町村合併前の一色町・吉良町・幡豆町が含まれています。

■ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

※平成12年～平成22年は、市町村合併前の一色町・吉良町・幡豆町が含まれています。

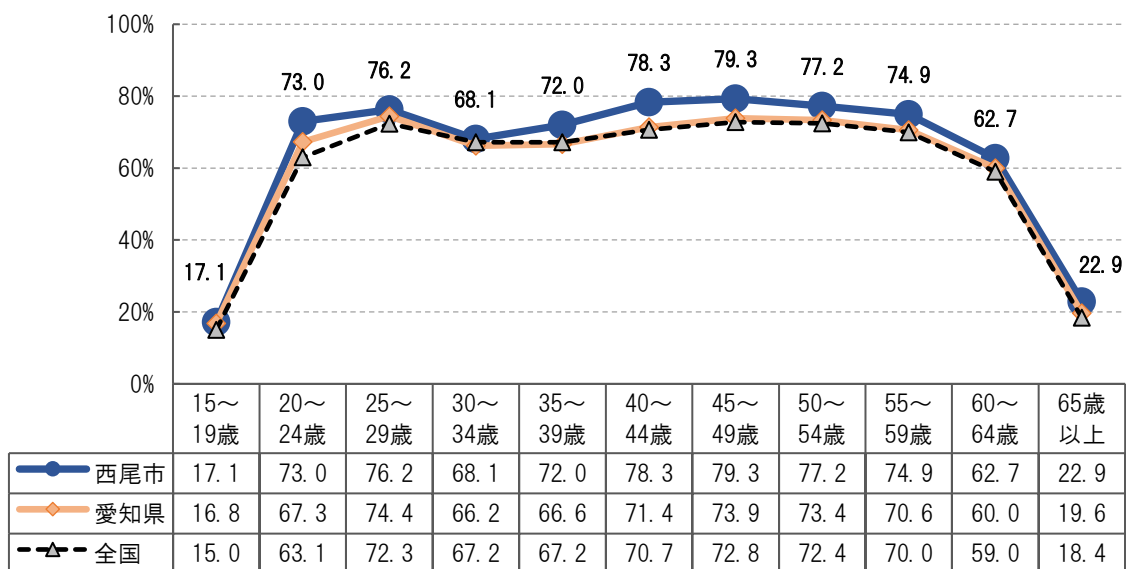


3 女性の労働力と男女の未婚の状況

(1) 女性の労働力率*の状況

女性の労働力率を年齢区分別にみると、全国や愛知県と同様に30代で低くなるM字カーブを描いています。また、すべての年齢区分で全国や愛知県より高く、特に40～44歳では全国より7.6ポイント、愛知県より6.9ポイント高くなっています。

■女性の労働力率（令和2年）



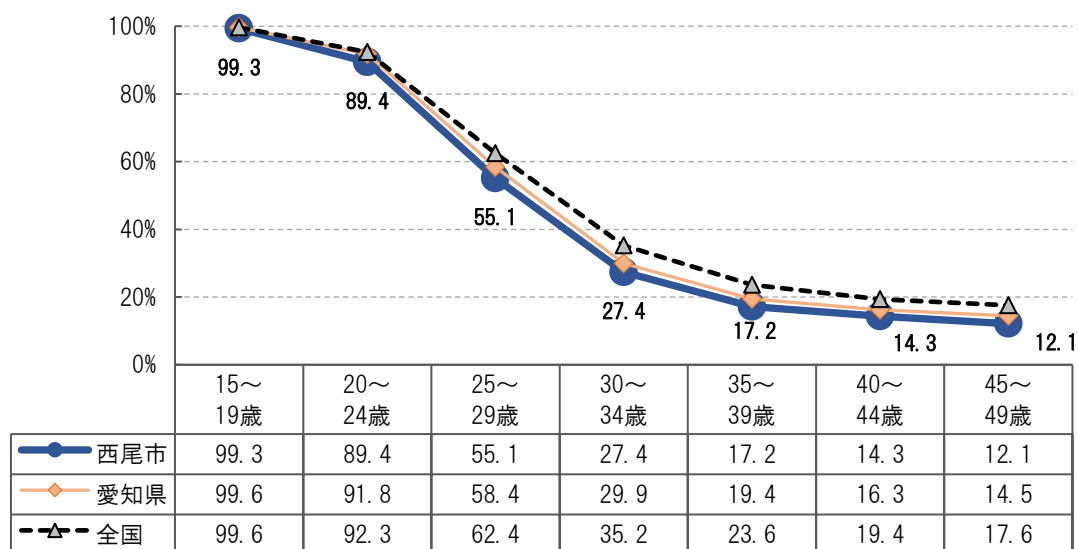
資料：国勢調査

(2) 未婚率*の状況

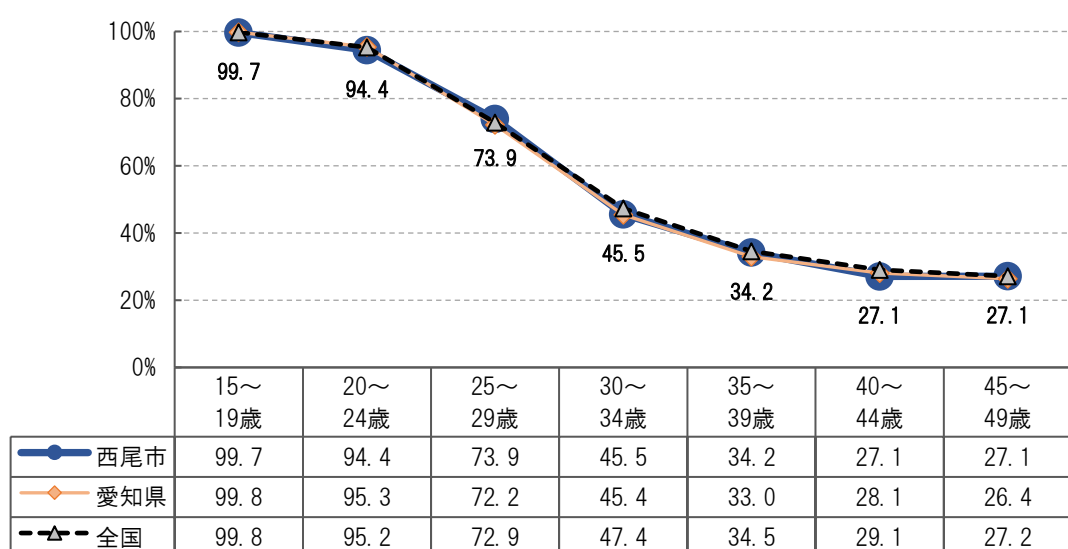
本市の未婚率をみると、女性ではすべての年齢区分で全国や愛知県よりも低く、特に25～29歳では全国の62.4%、愛知県の58.4%に対し、55.1%と大きく下回っています。

一方、男性ではほとんどの年齢区分で全国や愛知県と大きな差はないものの、25～29歳では全国の72.9%、愛知県の72.2%に対し、73.9%とやや高くなっています。

■女性の未婚率（令和2年）



■男性の未婚率（令和2年）



資料：国勢調査

4 子育て支援に関するアンケート結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、保育や子育て支援サービスなどのニーズ量の把握とともに、子育て世帯の就労実態や要望などを把握し、計画策定の基礎資料としていくことを目的として実施しました。

(2) 調査概要

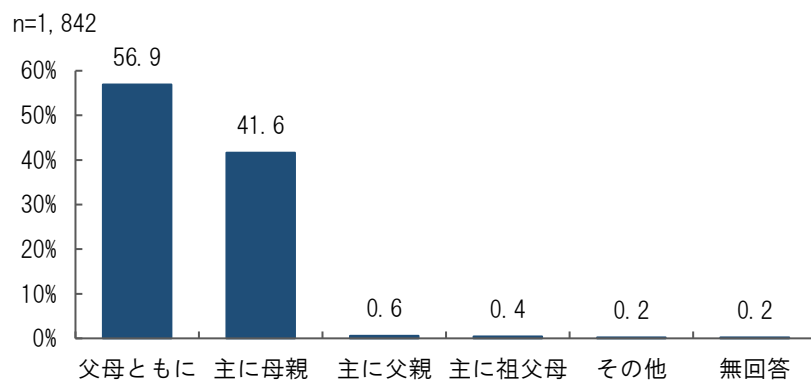
調 査 対 象	①市内在住の就学前児童の保護者（就学前児童調査） ②市内在住の小学生の保護者（小学生調査）
調 査 期 間	令和6年2月
調 査 方 法	郵送配布・郵送回収及びW e b 回答
配 布 数	①3,000通 ②1,500通
有 効 回 答 数	①1,845通 ② 936通
有 効 回 答 率	①61.4% ②62.4%

(3) 調査結果

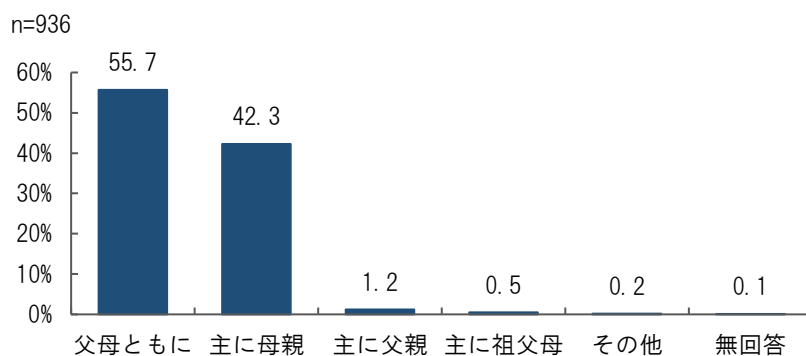
① 子育て家庭の状況

■主に子育てをしている人

就学前児童



小学生

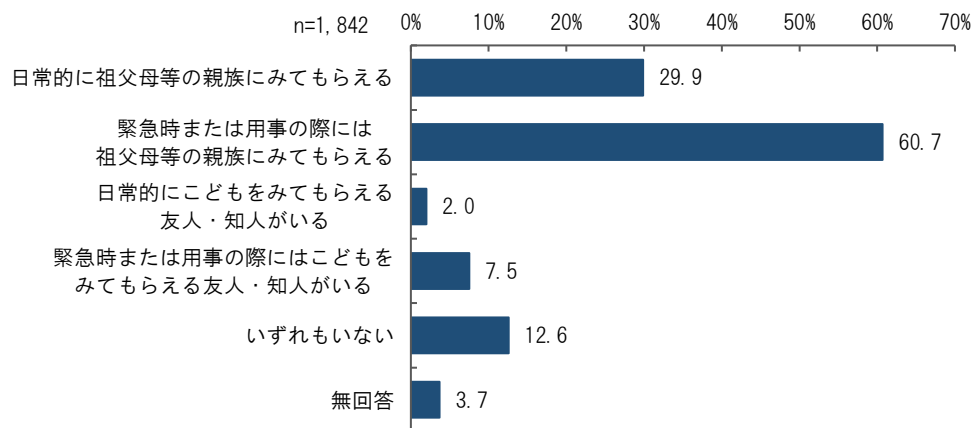


▶就学前児童では、「父母ともに」が56.9%、「主に母親」が41.6%となっています。

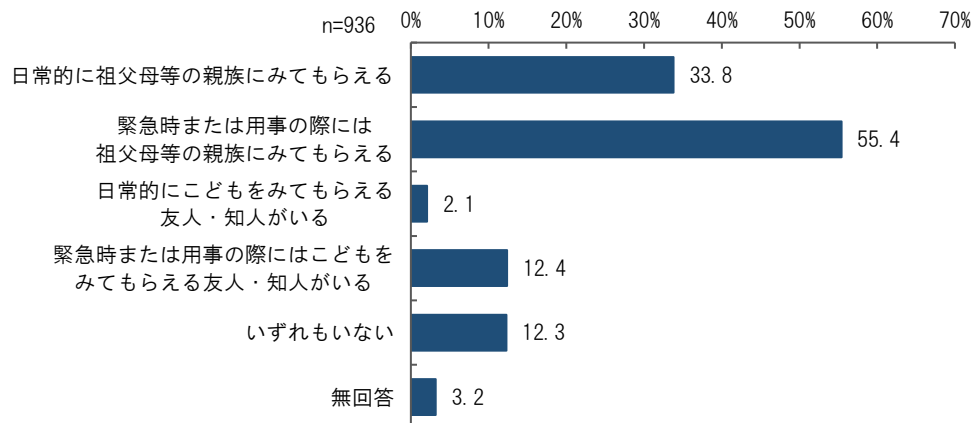
▶小学生では、「父母ともに」が55.7%、「主に母親」が42.3%となっています。

■こどもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前児童

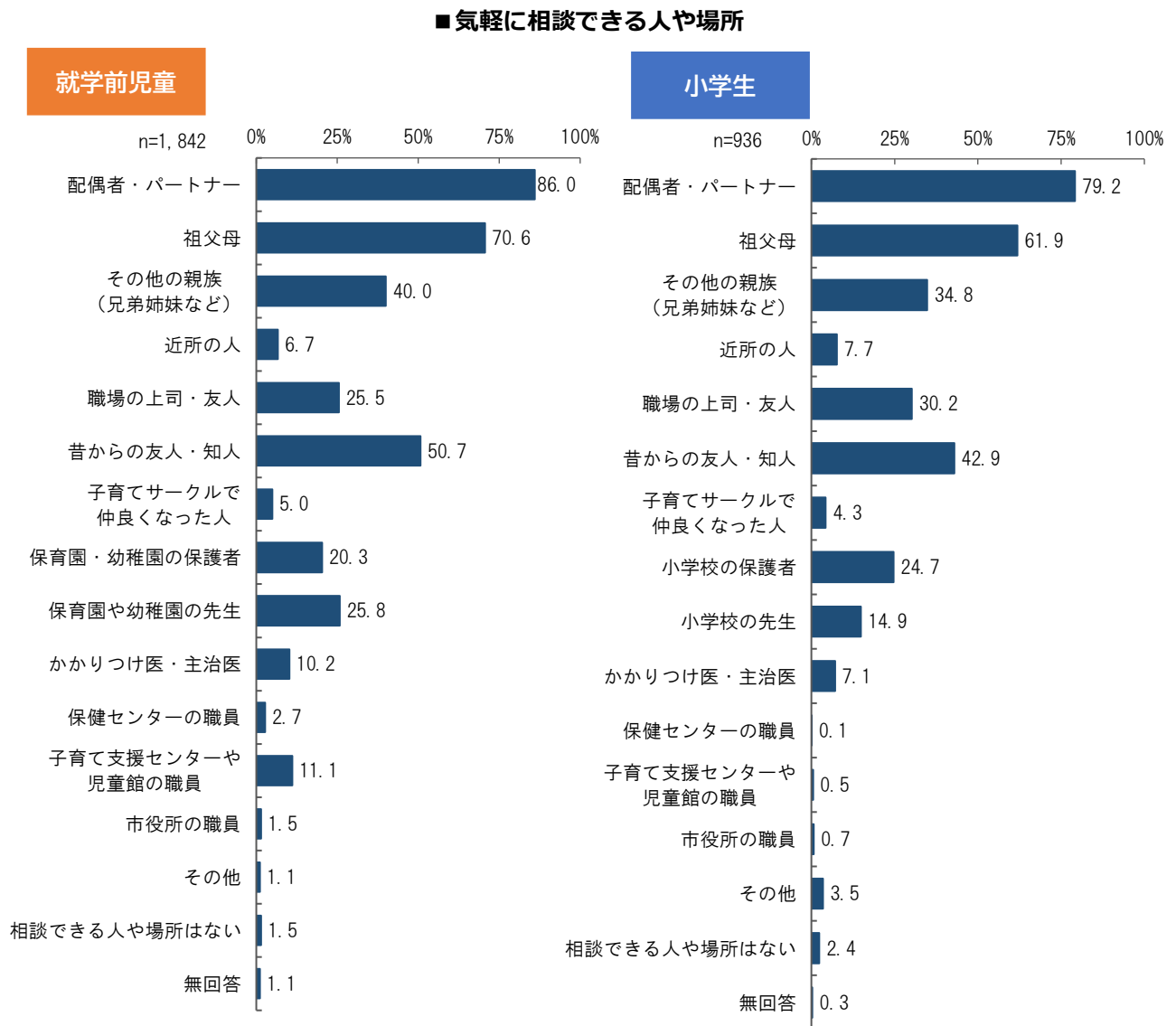


小学生



▶就学前児童では、「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が60.7%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が29.9%、「いずれもない」が12.6%となっています。

- ▶小学生では、「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.4%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が33.8%、「緊急時または用事の際にはこどもをみてもらえる友人・知人がいる」が12.4%となっています。



- ▶就学前児童では、「配偶者・パートナー」が86.0%で最も多く、次いで「祖父母」が70.6%、「昔からの友人・知人」が50.7%となっています。

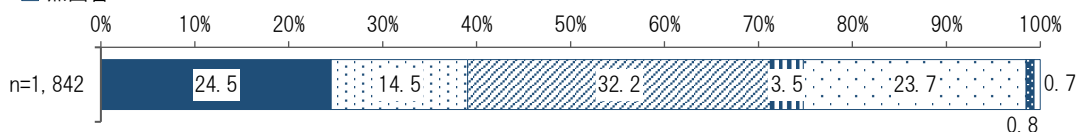
- ▶小学生では、「配偶者・パートナー」が79.2%で最も多く、次いで「祖父母」が61.9%、「昔からの友人・知人」が42.9%となっています。

② 母親の就労状況

■ 母親の就労状況

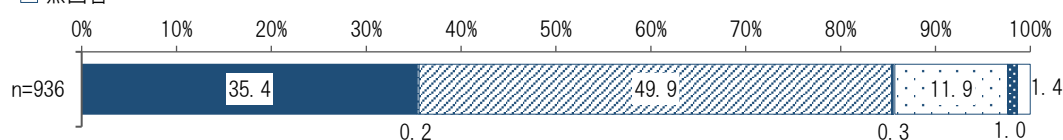
就学前児童

- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▨ パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労している
- ▨ パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▨ これまで就労したことがない
- 無回答



小学生

- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▨ パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労している
- ▨ パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▨ これまで就労したことがない
- 無回答

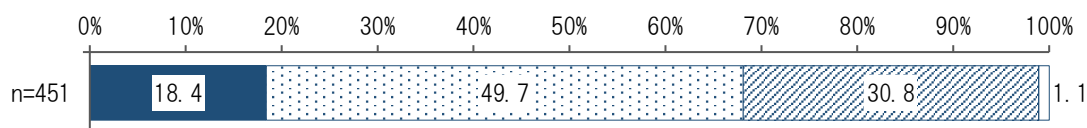


▶ 「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」母親は、就学前児童では74.7%、小学生では85.8%となっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向

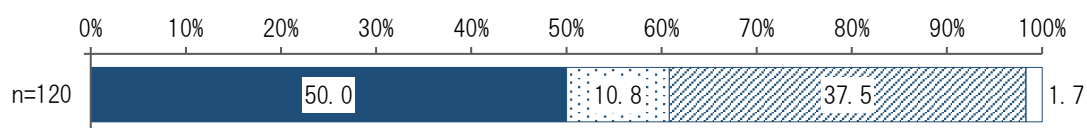
就学前児童

- 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
- 1年より先、一番下のこどもが○歳になったころに就労したい
- ▨ すぐにでも、または1年以内に就労したい
- 無回答



小学生

- 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
- 1年より先、一番下のこどもが○歳になったころに就労したい
- ▨ すぐにでも、または1年以内に就労したい
- 無回答

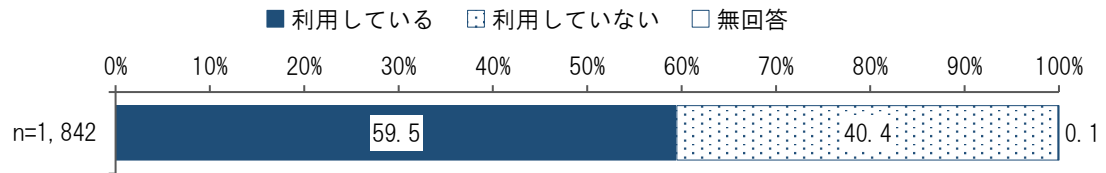


▶ 「すぐにでも、または1年以内に就労したい」母親は、就学前児童では30.8%、小学生では37.5%となっています。

③ 幼稚園や保育園等の利用について

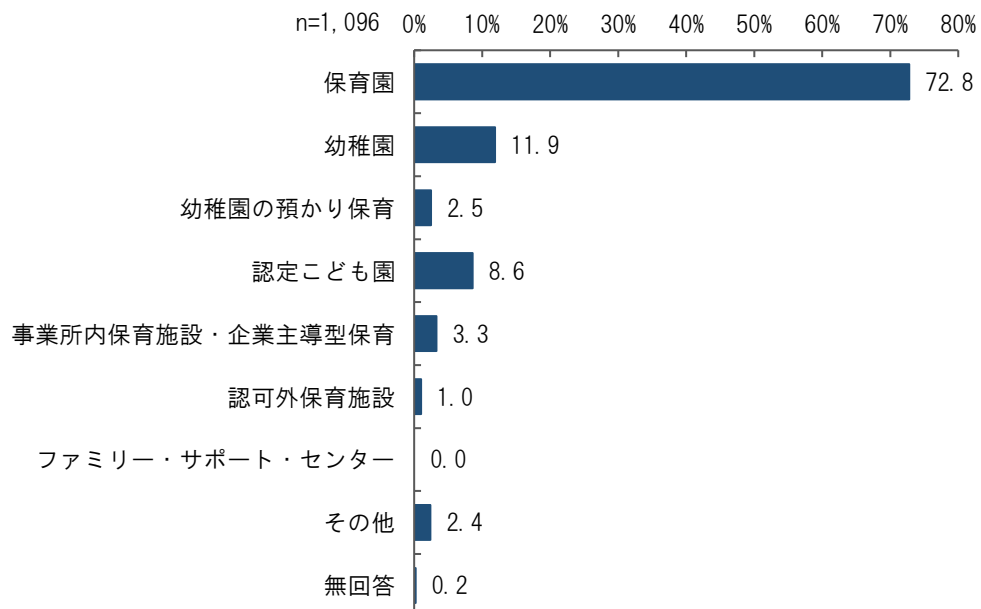
就学前児童

■ 定期的な幼稚園や保育園等の利用状況

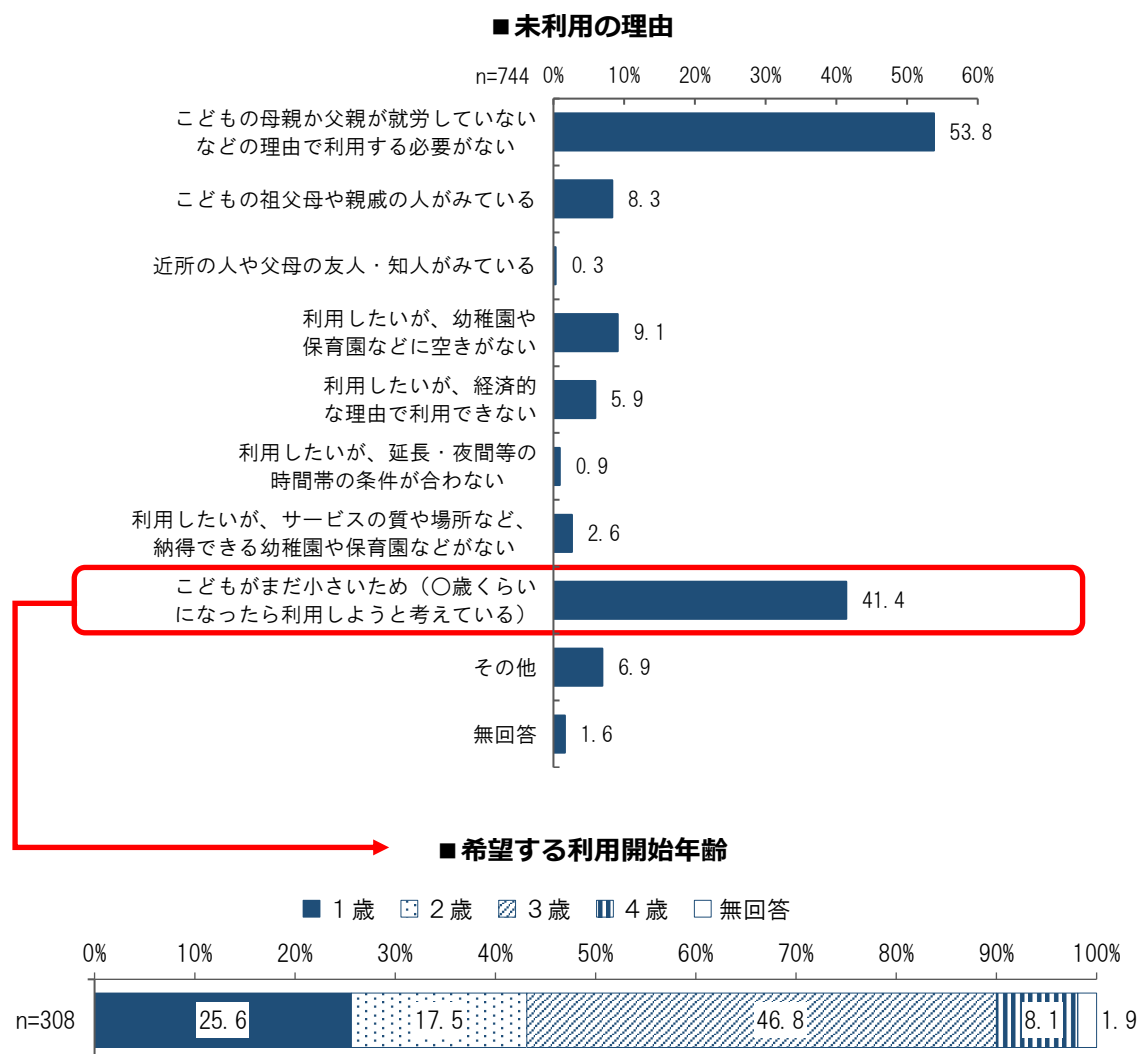


▶ 「利用している」が59.5%、「利用していない」が40.4%となっています。

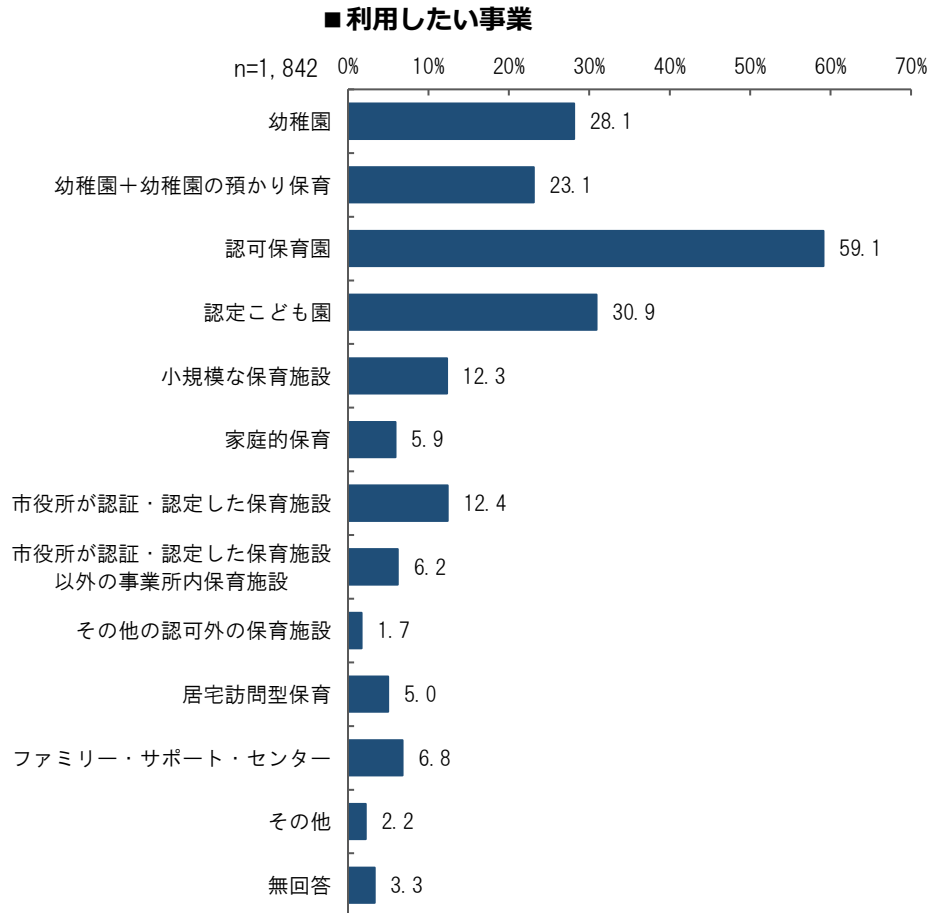
■ 平日に利用している施設やサービス



▶ 「保育園」が72.8%で最も多く、次いで「幼稚園」が11.9%、「認定こども園」が8.6%となっています。



- ▶ 「こどもの母親か父親が就労していないなどの理由で利用する必要がない」が53.8%で最も多く、次いで「こどもがまだ小さいため（〇歳くらいになったら利用しようと考えている）」が41.4%、「利用したいが、幼稚園や保育園などに空きがない」が9.1%となっています。
- ▶ こどもがまだ小さいためと回答した方が、利用を考えているこどもの年齢は、「3歳」が46.8%、「1歳」が25.6%となっています。

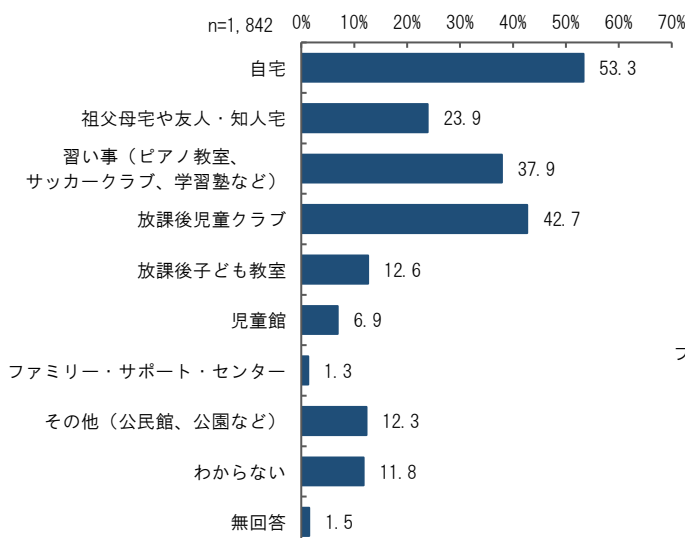


▶現在の利用状況に関係なく、利用したい事業は「認可保育園」が59.1%で最も多く、次いで「認定こども園」が30.9%、「幼稚園」が28.1%となっています。

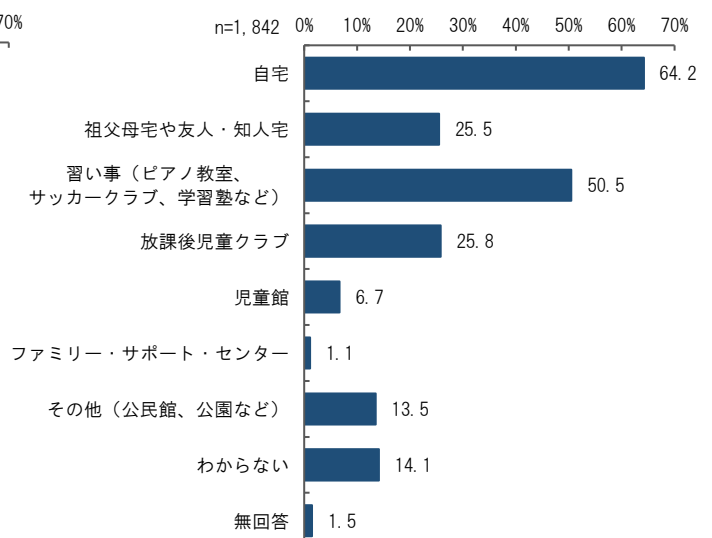
④ 放課後の過ごし方について

■ 放課後の過ごし方の希望（就学前児童）

《低学年1～3年生》

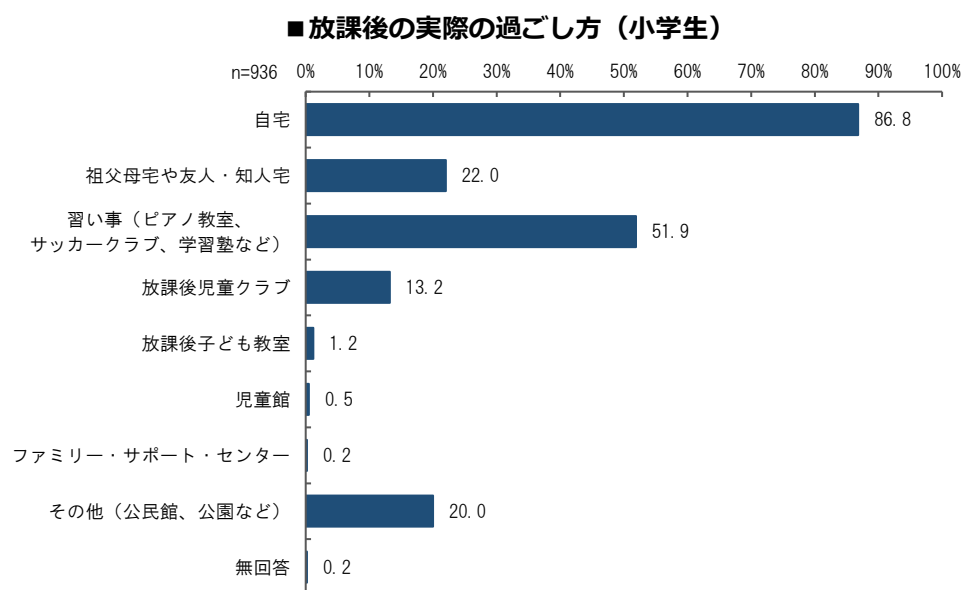


《高学年4～6年生》



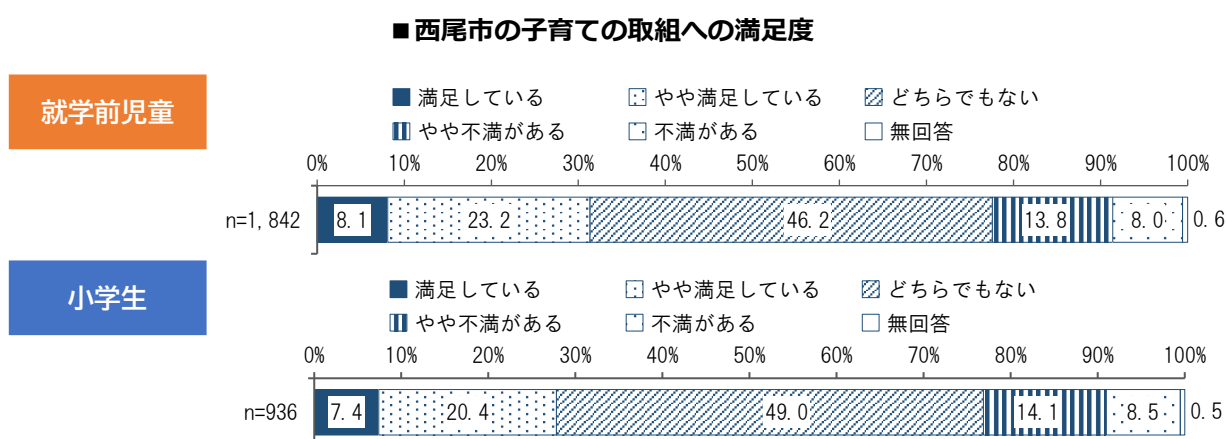
▶就学前児童が小学校低学年になった時に希望する放課後の過ごし方は、「自宅」が53.3%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が42.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が37.9%となっています。

▶小学校高学年になった時に希望する放課後の過ごし方は、「自宅」が64.2%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が50.5%となっています。



▶小学生の放課後の過ごし方は、「自宅」が86.8%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が51.9%となっています。

⑤ 子育て支援について



▶就学前児童では、「どちらでもない」が46.2%で最も多く、次いで「やや満足している」が23.2%、「やや不満がある」が13.8%となっています。

▶小学生では、「どちらでもない」が49.0%で最も多く、次いで「やや満足している」が20.4%、「やや不満がある」が14.1%となっています。

5 こども・若者等の意見

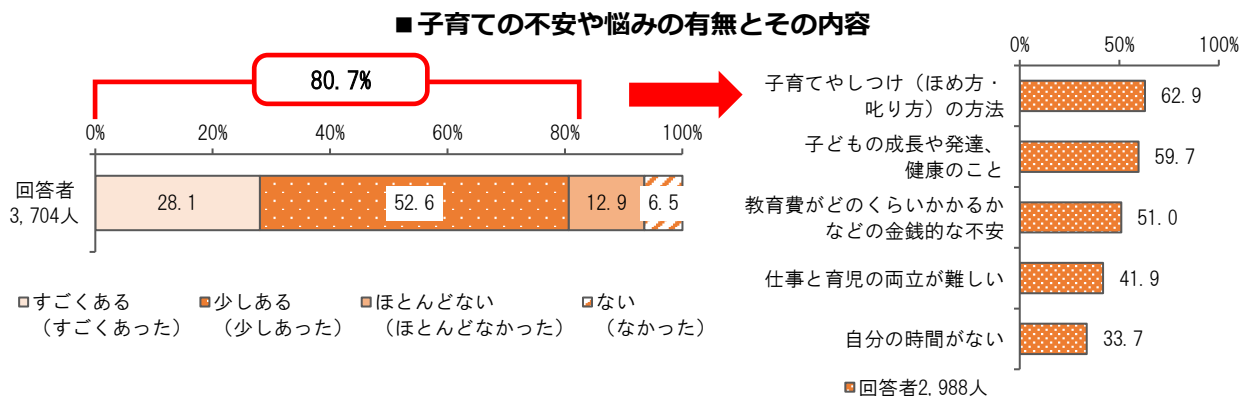
本計画では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもや若者、子育て中の方などの意見を取り入れながら施策の推進を図っていくため、下記のWeb調査や小学生から大学生の若者を対象としたワークショップを行いました。

(1) 子育てに関するアンケート

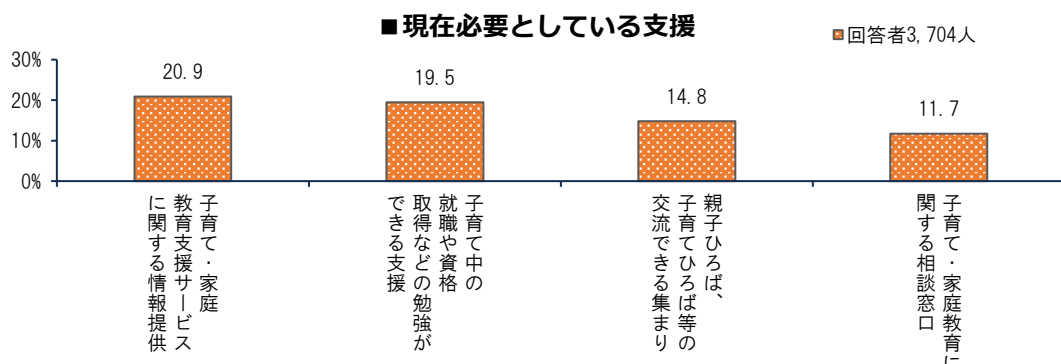
対象者・調査方法	子育て中の方や子育て支援に関心のある方を対象に、公式LINE、連絡ツール「すぐーる」、「hugmo」などでWebアンケートを実施しました。
調査期間	令和6年7月下旬～8月上旬
調査内容	▶子育てに関する不安や悩みの状況 ▶子育てについて知りたい情報 ▶子育て情報の入手方法 ▶現在必要な支援 など
回答人数	3,780人

主な調査結果

○子育てに不安や悩みがあると答えた人が80.7%と多く、不安や悩みとを感じる内容については、子育てやしつけ（ほめ方・叱り方）の方法、こどもの成長や発達・健康のこと、教育費等金銭的な不安が上位を占めました。



○現在必要としている支援は、多い順に「子育て・家庭教育支援サービスに関する情報提供」、「子育て中の就職や資格取得などの勉強ができる支援」、「親子ひろば・子育てひろば等の交流できる集まり」となっています。



(2) 小学生・中学生を対象にしたアンケート

対象者・調査方法	市内の小学5年生301人、中学2年生283人を対象に、学校を通じてWebアンケートを実施しました。
調査期間	令和6年9月～10月上旬
調査内容	▶放課後の過ごし方について ▶ほっとできる、安心できる場所について ▶悩み等について ▶自分のことについて ▶将来について など

主な調査結果

○ほっとできる、安心できる場所について、小学5年生は家のリビングなどが69.4%、自分の部屋が42.5%に対し、中学2年生は自分の部屋が73.5%、自宅のリビングが66.8%でした。

■ほっとできる、安心できる場所

小学5年生(回答者 301 人)			中学2年生(回答者 283 人)		
1	おうちのリビングなど	69.4%	1	自分の部屋	73.5%
2	おうちの自分のへや	42.5%	2	自宅のリビングなど	66.8%
3	おばあさん・おじいさん・しんせきのおうち	23.3%	3	おばあさん・おじいさん・親せきの家	20.5%
4	ともだちのおうち	17.9%	4	友だちの家	18.7%
☆	ほっとできる、安心できる場所はない	3.0%	☆	ほっとできる、安心できる場所はない	2.8%

○悩みについての問いに対し、小学5年生は悩んだことはないが29.9%と最も多く、順に学校や勉強のことが29.6%、友だちのことが28.9%に対し、中学2年生は学校や勉強のことが55.5%、友だちのことが43.5%、進学・進路のことが37.1%、部活動のことが35.3%でした。

■悩みについて

小学5年生(回答者 301 人)			中学2年生(回答者 283 人)		
1	学校や勉強のこと	29.6%	1	学校や勉強のこと	55.5%
2	ともだちのこと	28.9%	2	友だちのこと	43.5%
3	自分のこと(心や体のことなど)	16.3%	3	進学・進路のこと	37.1%
4	かぞくのこと	14.6%	4	部活動のこと	35.3%
☆	なやんだことはない	29.9%	☆	悩んだことはない	11.7%

(3) こども・若者の西尾市について考えるワークショップ

参 加 者	市内在住の小学2年生から20代の若者まで25人	
実施日時・場所	令和6年9月29日（日） 午後2時～午後4時 市役所多目的室	
実 施 方 法	2つのテーマについて5グループに分かれて意見を出し合い、発表しました。	
テ ー マ	1 居心地のいい場所ってどんな場所？ 2 西尾市がこんなまちになったらいい！（西尾市長になったら、どんなことしたい？）	
主 な 意 見	テーマ1	・小学生 自分の家や友だちの家 ・中学生・高校生・大学生 カフェや友だちと1日中過ごせる場所、サウナ、カラオケなどリラックスできる場所や趣味ができる場所など
	テーマ2	・小学生・中学生・高校生 学校の体育館にエアコンをつけたい、学校をきれいにしたい、学校の図書館にマンガをおきたいなど ・大学生 みんなで気軽に集まれる場所や学校に行っていなくても同世代と関われる場所がほしい

6 西尾市の課題

本市のこども・若者、子育て環境を取り巻く現状と子育て施策に対する市民からのアンケート等を踏まえ、次の内容を本市の課題と捉え、施策の展開を図っていきます。

■ 子育て環境について

- ✓ 子育て支援に関するアンケート結果から、就学前児童では7割強、小学生では8割以上の母親が就労しています。子育てと仕事の両立を支援するため、保育サービスの充実や放課後児童クラブの提供体制の確保に努める必要があります。
- ✓ 子育て支援に関するアンケート結果から、就学前児童・小学生の母親の4割弱がフルタイムで就労しており、さらにパート・アルバイト等で就労している母親の3割以上がフルタイムへの転換を希望しています。また、現在は働いていない母親の3割以上が、すぐにでも（または1年以内に）働きたいと回答しています。このように母親の就労意向が高いことから、多様な保育ニーズに応えるため、保育施設の整備や充実、質の向上に向けた支援が必要です。
- ✓ 子育て支援に関するアンケート結果から、多くの家庭では、こどもをみてもらえる親族・知人がおり、孤立する可能性のある家庭は少ないものの、一方で、こどもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」との回答が1割以上あります。ひとり親家庭や日常的にワンオペ（すべての作業をひとりでこなさなくてはならない状況）の家庭が一定数いることから、リスク家庭の把握を行うとともに、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に対応でき、切れ目ない支援を行う体制の充実が必要です。

■ こども・若者の居場所づくりについて

- ✓ 小学生・中学生を対象にしたアンケート結果から、小学生・中学生ともに「ここにいたい」と感じる（ホッとできる・安心できる）場所は、大半が自分の部屋や自宅のリビングとしていますが、そのような場所がないと回答しているこどももいることから、新しい居場所の創出が必要です。

■ 子育て家庭への経済的な支援について

- ✓ 子育て支援に関するアンケート等の自由意見をみると、近年の社会情勢を反映して、子育てにかかる経済的支援を求める意見が多くあります。特に支援を必要とする家庭のみならず、すべての子育て家庭へ支援が行き届く対策が必要です。合わせて、家庭の経済状況によって、すべてのこどもが進学のチャンスを失うことがないよう、必要な支援体制を整備する必要があります。

■ 配慮が必要なこどもや子育て家庭への支援体制について

- ✓ 本市の療育手帳所持者数は平成30年から令和5年にかけて1.2倍になるなど、障害児や発達に遅れがあるこどもが増加傾向にあることから、乳幼児期から学童期にかけて一貫した相談・支援体制を充実させる必要があります。



第 3 章

計画の基本的な考え方

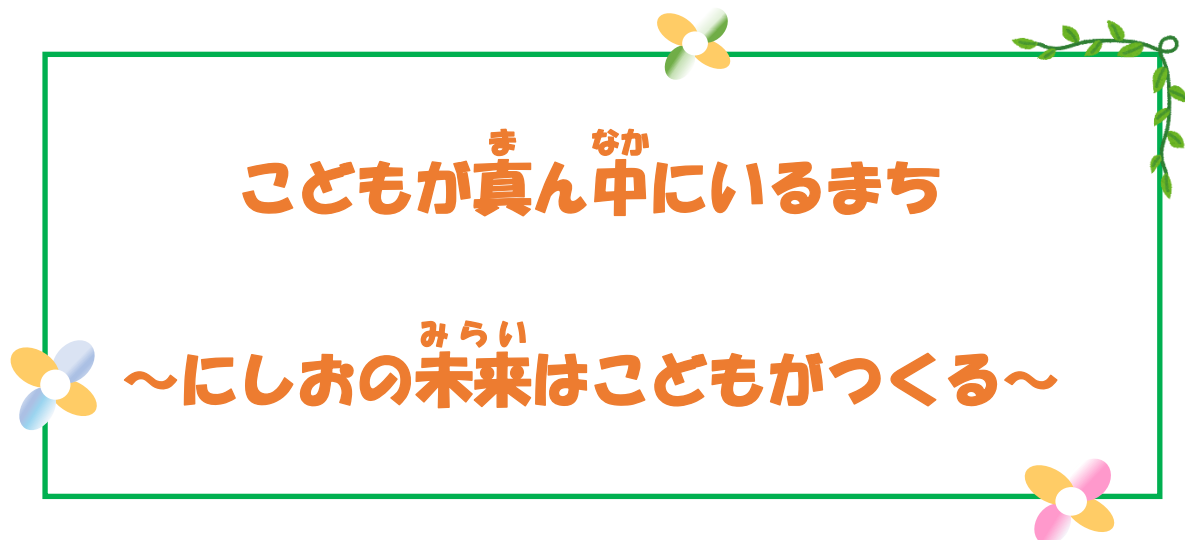
第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

西尾市こども計画は、国の示す「こどもまんなか社会」の趣旨を踏まえ、すべてのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長でき、その権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会の実現を目指し、「**こどもが真ん中**にいるまち ～にしおの未来はこどもがつくる～」の基本理念のもと、様々な取組を推進していきます。

さらに、西尾市が描く未来の実現のため、こどもたちの意見を大切にし、また、こども自身が「こどもまんなか社会」のメンバーとして参加して、より良い未来を大人とこどもと一緒に築いていくことを目指します。

基本理念



2 基本的な視点

基本理念「こどもが真ん中にあるまち ～にしおの未来はこどもがつくる～」の実現に向けて、次の3つを基本的な視点として、6つの基本目標とライフステージに合わせた施策の体系を掲げ、推進します。

① ライフステージに応じた切れ目ない支援

こども・若者及び子育て当事者への支援が特定の年齢で途切れることのないよう、また、こども・若者が健やかに成長し、生きる力を育むことができるよう、中長期的な視野に立った総合的な支援を行う必要があることから、ライフステージを「妊娠期～乳幼児期」「学童期・思春期」「青年期」の3つに区分けし、さらにライフステージ全体を通して切れ目ない支援を行う視点を持って取り組みます。

② こども・若者の視点に立った支援

こども・若者が主体性を持って意見を表明する機会を確保しながら、こども・若者の人権や個性が尊重され、自己肯定感を持って一人ひとりが思う幸福な生活ができるよう、より良い育ちを保護者や社会全体で支えるため、「こども・若者の視点」に立って、こども・若者の状況やニーズをより的確に踏まえ、実現性のある施策・事業の推進に取り組みます。

③ すべてのこども・若者への支援

疾病や障害の有無、性別、家庭の形態や経済状況などにかかわらず、こども・若者の健やかな育ちを等しく保障し、身体的・精神的・社会的に幸福な生活ができるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援と必要な支援を誰もが受けられる環境を整え、すべてのこども・若者を支援する視点を持って取り組みます。

3 基本目標



基本目標1 生まれる前から乳幼児期の支援の充実

安心して子育てをするためには、すべての子育て家庭を対象として、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

そのため、子育て世代が安心して出産できる環境の整備、母子保健事業の充実、健やかにこどもが育つための様々な情報提供と相談対応、各家庭の状況に応じた個々への支援の充実を図ります。

また、多様化するライフスタイルにより様々な事情を抱えた保護者のニーズに応えるため、民間事業者が運営する保育園、認定こども園はもとより、幼稚園とも連携し、すべてのこどもに必要な保育または教育の機会が提供できるような環境づくりを目指します。



基本目標2 学童期・思春期の学びを支え、継続した育ちの支援

こどもが心豊かに成長し、社会の中で自立を実現していくことができるよう、保護者・学校・地域が連携しながら地域社会全体でこどもの成長に取り組みます。



基本目標3 若者の未来を後押しするための支援

若者の出会いの機会・場の創出支援、若者の就職に関する支援や相談窓口との連携、若者の移住・定住促進や関係人口・交流人口増加に向けた町の魅力づくり及びPRを推進し、若者の自立と思い描く未来を応援するまちを目指します。



基本目標4 特別な配慮が必要なこども・若者や家庭へのきめ細かな対応の充実

こどもの個性や家庭環境は様々ですが、すべてのこどもがその子らしく、また、保護者がこどもの状況にあった適切な子育てができることが必要です。

このため、児童虐待、ひとり親家庭、障害のあるこどもを持つ家庭、外国にルーツを持つ子育て家庭、経済的な課題をもつ家庭など、きめ細やかな対応を必要とするこどもとその保護者に、様々な機関や市民と連携しながら、支援に取り組みます。



基本目標5 子育て家庭への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進

子育て当事者が経済的な不安を抱くことなく、ゆとりを持ってこどもに向き合えるような環境を整備することは、すべてのこども施策の基盤となるため、子育て家庭を対象とした、妊娠・出産期から青年期まで切れ目のない経済的支援に取り組みます。

また、共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている現状から、それぞれの家庭が望むような子育てが実現できるよう、子育て支援や就労支援を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の推進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けて啓発を進めます。



基本目標6 社会全体でこども・若者やその家庭を支援する取組の推進

こども・若者自身の声が市政に活かされるまちを目指し、こども・若者が安心して、社会参画し、意見を表明できる環境や仕組みづくりを推進します。

また、こどもの健やかな成長を実現するためには、それを支える「まちづくり」が必要です。本市では、安全・安心なまちづくり、こどもの遊び場の充実、良好な生活環境の整備など、こどもと子育て家庭にやさしいまちを目指し、総合的なまちづくりに取り組みます。

4 施策の体系

《基本理念》 こどもが真ん中にあるまち ～にしおの未来はこどもがつくる～

ライフ ステージ	基本目標	施策
妊 娠 期 、 乳 幼 児 期	基本目標 1 生まれる前から乳幼児期の支援の 充実	(1) 妊娠・出産期からの切れ目ない支援
		(2) 乳幼児の健康の確保
		(3) 地域こども・子育て支援の充実
		(4) 多様な保育サービス等の充実
学 童 期 ・ 思 春 期	基本目標 2 学童期・思春期の学びを支え、継続し た育ちの支援	(1) 学校教育の充実と関係機関の連携・協働
		(2) こどもの居場所づくり
		(3) いじめ・問題行動の未然防止・早期発見・ 早期解決
		(4) 生命の尊さを学び、一人ひとりを尊重する 態度を育む教育の推進
		(5) 体験学習や地域活動の促進
青 年 期	基本目標 3 若者の未来を後押しするための支援	(1) 悩みや不安を抱える若者に寄り添い、 希望の実現に向けた支援
		(2) 結婚を希望する方への支援
す べ て の ラ イ フ ス テ ー ジ	基本目標 4 特別な配慮が必要なこども・若者や 家庭へのきめ細かな対応の充実	(1) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進
		(2) 障害児・医療的ケア児等への支援の充実
		(3) ひとり親家庭・生活困窮家庭の自立支援
		(4) 多文化子育て支援・多文化教育の推進
	基本目標 5 子育て家庭への経済的支援とワーク・ ライフ・バランスの推進	(1) 子育て家庭への経済的支援
		(2) 子育てと仕事の両立支援
	基本目標 6 社会全体でこども・若者やその家庭を 支援する取組の推進	(1) こどもの権利の尊重と意思表示の機会の 確保
		(2) 安全・安心なまちづくり
		(3) こどもの遊び場の充実
		(4) 良好な生活環境の整備
		(5) 医療体制の充実
		(6) 情報提供の充実
		(7) 家庭の教育力向上の支援

第 4 章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 <<妊娠期～乳幼児期>>

生まれる前から乳幼児期の支援の充実

施策（1）妊娠・出産期からの切れ目ない支援

保護者の妊娠・出産期の不安感を軽減し、妊娠期からの切れ目ない支援を行うための事業を実施し、子育て世帯の安心感の醸成に努めます。

また、出産・子育てに関する経済的な負担を軽減するために、妊婦のための支援給付及び出産祝い金の支給を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	妊産婦健康診査の実施	妊産婦の健康管理を図るために、医療機関で健康診査を受ける機会を提供します。	健康課
2	妊婦歯科健康診査の実施	妊娠期から歯科保健の重要性を認識し、出産後の子育てに活かすために妊婦の歯科健康診査を受ける機会を提供します。	健康課
3	妊婦のための支援給付の実施	国の制度に基づき、妊婦支援金を支給し、出産育児関連の購入費用などに対する経済的な支援を行います。	子育て支援課
4	出産祝い金の支給	次世代を担うこどもの誕生を祝福するとともに子育て世帯への経済的な支援を図ることを目的に、本市独自に出産祝い金を支給します。	子育て支援課
5	妊娠・子育ての相談や情報提供の実施（妊婦等包括相談支援事業）	必要に応じて関係機関と連携をとり、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。また、妊婦や家庭環境を考慮した妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行います。	健康課
6	こんにちは赤ちゃん訪問の実施	全家庭を対象として、生後2～3か月の乳児を対象に「赤ちゃん訪問員」が家庭訪問を行い、子育て支援情報の紹介、健診や予防接種の案内、育児相談を行います。	健康課
7	健康教育事業の開催	妊娠中の教室、多胎児の会、健診の事後教室などの各種講座・教室を開催します。	健康課
8	健康・育児相談の実施	助産師相談、1歳児育児相談など、妊娠中から子育て期に合わせた、各種相談を実施します。	健康課

No.	取 組	取組内容	担当課
9	食生活に関する啓発の推進	月齢に応じた離乳食教室を開催し、栄養士・歯科衛生士等による食や咀嚼、飲み込み等に関する相談を通じて、乳幼児の健やかな成長を図ります。	健康課
10	マタニティマークの周知	一般の方々の妊婦に対する理解を高めるため、マタニティマークを配布するとともに周知に努めます。	健康課
11	不妊治療費の助成	保険適用の一般及び男性不妊を含む生殖補助医療に要する費用について、自己負担額の一部を助成します。	健康課
12	産後ケア事業の実施	医療機関等での宿泊、通所、訪問、訪問型短時間産後ケアを通じて必要な保健指導や育児支援を行い、安心して育児ができるよう支援を行います。	健康課
13	成人の風しん抗体検査及び予防接種費用の助成	安心安全にこどもを産み育てるために、妊娠を希望する女性やその夫、同居家族の方に風しんの抗体検査及び予防接種に要する費用について、自己負担額の一部を助成します。	健康課

施策（２）乳幼児の健康の確保

保護者が初めてこどもを持つときは、わからないことばかりで、多くの不安を抱えがちです。妊娠期・出産期・乳幼児期を通じた母子の健康は、その後のこどもの育ちや子育ての基礎となり非常に重要です。

乳幼児健康診査等の受診勧奨を行い、疾病及び発育・発達上または養育上の問題等の早期発見に努めるとともに、専門職のそれぞれの知識や技術を活用し、多面的な視点からこどもの健康管理の充実を図り、切れ目ない支援を行います。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	乳幼児健康診査の実施	1 か月児健康診査、6～10か月児健康診査を、医療機関で受けられる機会を提供します。子育て支援の視点に立った4 か月児健康診査、1 歳6 か月児健康診査、3 歳児健康診査を保健センターで行います。	健康課
2	歯科健診、フッ化物洗口の実施	1 歳6 か月児、2 歳児、3 歳児で歯科健康診査と保健指導、希望者にはフッ化物塗布を行います。また、保育園等で年長児を対象にフッ化物洗口に取り組みます。	健康課

No.	取 組	取組内容	担当課
3	乳幼児の病気、事故等の予防啓発	乳幼児健康診査事業等を通して、乳幼児の体調の変化、病気、その他の事故への対応策や予防策について、保護者に啓発を行います。	健康課

施策（3）地域こども・子育て支援の充実

核家族化や地域社会との関係の希薄化などを背景に、子育ての方法がわからない、子育てに様々な不安がある、また、子育て仲間がいなという悩みを持つ保護者がみられます。

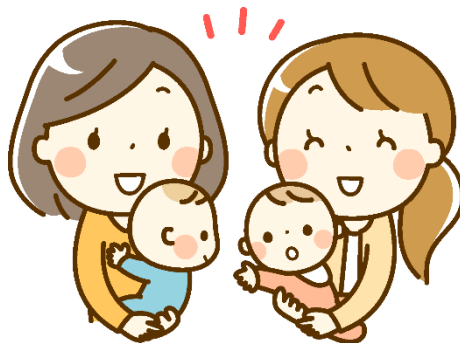
乳幼児期に良好な親子関係を確立することが重要であり、相談、仲間づくり、リフレッシュ、親子の遊びを支援するなど、地域における子育て支援の充実を図ります。

特に、身近な地域にある保育園・幼稚園等を地域の子育て支援拠点施設として、専業主婦家庭やひとり親家庭などを含め、すべてのこどもと保護者の支援を行います。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	ささいな悩みを受け止め多様な機関につなげて支援する体制の構築	子育て中に抱えるささいな悩みを児童館などの身近な窓口で受け止め、多機関へつないで支援する体制を令和8年度から「つながりの輪支えあい事業」（重層的支援体制整備事業）と連携して構築します。	子育て支援課 家庭児童支援課 健康課 福祉課
2	地域子育て支援拠点事業の充実	子育て家庭の親とそのこども（主として概ね3歳未満のこども）を対象に、地域子育て支援センター等を開設し、子育て親子の交流、子育てなどの相談、子育て関連情報の提供、育児講座などを開催します。開催する行事、講座等を情報誌（care-B年4回発行）、市公式LINE等で啓発し利用者増加につなげていきます。	家庭児童支援課
3	こども誰でも通園制度の実施	令和8年度から新たな給付制度としてこども誰でも通園制度が始まります。今後、事業規模などを検討していきます。	保育課
4	未就園児クラブ（幼稚園）の実施	公立の全幼稚園で、毎月特定の日に園庭や遊戯室で遊ぶ場を提供し、保護者同士の情報交換の場を提供します。	保育課
5	幼稚園の開放の実施	公立幼稚園で、未就学児を対象に夏休みに色々な遊びの場を提供するイベントを開きます。	保育課

No.	取 組	取組内容	担当課
6	ブックスタートの実施	4か月児健診を受診した親子に、絵本を通して語りかけの大切さを伝え、読み聞かせの体験やおはなし会の紹介などを一人ひとりに行い、絵本をプレゼントします。	図書館
7	育児サークルの育成・支援	子育てサークルの会員募集について、ホームページや子育てガイド等で周知します。子育て支援センター利用者による育児サークル活動の支援をします。	家庭児童支援課
8	家事代行サービスの実施	乳幼児期における家事負担の軽減を図るため、家事代行サービスの実施に向け検討します。	子育て支援課
9	ファミリー・サポート・センター事業の拡充	子育ての相互援助活動を促進するため、依頼・援助・両方会員の確保に努め、講習会・交流会を開催します。L I N Eを活用し利用者の利便性の向上を図っていきます。	家庭児童支援課
10	利用者支援事業（基本型）の充実	子育て家庭の身近な場所で、利用者支援専門員が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように情報提供を行います。また、必要に応じて相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整を行います。	家庭児童支援課
11	子育て相談窓口の充実	子育て家庭が身近な場所で相談できる窓口の更なる充実に向け、地域子育て相談機関の設置の検討を進めます。	家庭児童支援課



施策（４）多様な保育サービス等の充実

すべてのこどもが良質な環境の中で育っていくことができるように、それぞれの家庭やこどもの状況に応じて、教育・保育等を提供していく必要があります。

このため、3歳未満児保育、一時保育など、多様な教育・保育等の充実を図ります。また、教育・保育人材の確保、保育士等への研修などを通じて教育・保育環境の充実を図ります。幼保連携型認定こども園化を推進します。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	保育の質の向上	教育・保育方法、家庭教育支援、障害児保育、保育園運営などについて、研修計画を立て、計画的に研修を受けることができる工夫をし、保育の質の向上に努めていきます。	保育課
2	保育士等の人材確保	保育士等を確保するため、潜在保育士の復帰支援を目的とした研修や大学との連携協定による保育士等の離職防止事業を行います。また、市内の園に就職が内定した学生に対し、就職準備金を貸与します。ハローワークやホームページでも保育士・保育補助を募集し、人材確保に努めていきます。	保育課
3	3歳未満児保育の充実	働き続ける女性の増加を背景に、0～2歳児保育の需要が増加していることから定員拡大に取り組みます。	保育課
4	長時間保育の実施	長時間保育ニーズに応えるため、11時間を超える長時間保育を行います。長時間にわたる保育が、こどもにとって心身ともに疲労が大きいことに留意して行います。	保育課
5	預かり保育の充実	保護者が仕事と子育てを両立できるよう、公立の全幼稚園で正規の保育時間（8:30～14:30）以外に、保育を希望するこどもの預かり保育を行います。	保育課
6	休日保育の充実	八ツ面保育園（日曜・祝日）、矢田つばみ保育園（祝日のみ）で休日保育を行います。また、受け皿となる施設やサービスの整備、人材確保に努めていきます。	保育課
7	一時保育の実施	保護者などが一時的・緊急的に保育できなくなった場合や育児疲れ等のリフレッシュのために、保育園でこどもを預かるサービスを行います。	保育課
8	病児・病後児保育の実施	病気の回復期のこどもを看護師などが一時的に預かるサービスを行います。	保育課

No.	取 組	取組内容	担当課
9	保育園・幼稚園等での食育の実施	こどもの手洗い指導、園での野菜づくり、食事づくりへの参加、給食だよりの発行、栄養士による栄養教室などを行います。	保育課
10	父親の行事等への参加促進	父親・母親の区別なく、今後も保育園・幼稚園等における行事等への参加を働きかけます。	保育課
11	保育園・幼稚園等の連携の充実	保育園・幼稚園・認定こども園全園を対象に、園長が参加する施設長会議、幼保共通カリキュラムの作成、合同研修、人事交流、行事や事業の連携を図ります。	保育課
12	保育園・幼稚園等への I C T 環境の充実	保育園・幼稚園等に I C T 機器やシステムを導入し、システムと出席簿の連携ができるよう保育者の負担軽減を図るとともに、保育者間の情報共有などを図ります。	保育課
13	保育園・幼稚園等施設の建て替え・長寿命化対策の実施	老朽化した公立保育園、幼稚園の園舎などの長寿命化改修や建て替え、空調設備や遊具、その他附帯設備など、老朽化した設備の改修や更新を計画的に行います。なお、駐車場や園庭などは、園舎の長寿命化改修や建て替え等を行う際などに、一体的に整備できるよう検討します。公設民営園の老朽化に対する施設、設備などについては、運営法人と改修に係る協議を行います。民設民営化となる保育園や認定こども園の園舎などについても、運営法人と建て替え、改修に係る協議を行い、適切に対応します。	保育課

基本目標2 <<学童期・思春期>>

学童期・思春期の学びを支え、継続した育ちの支援

施策（1）学校教育の充実と関係機関の連携・協働

こどもが西尾市を支える自立した個人へと成長していくために、学校教育の充実を図ります。また、こどもの指導、学校運営、校外におけるこどもの見守りなど、地域住民と連携して、こどもの健全な成長を支える環境の充実に取り組みます。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	「西尾スタイル」の授業づくりの推進	児童生徒が自らの未来を拓くために、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決するための資質や能力の育成を図ります。特に、自分たちで納得解を導き出す話し合いが中心となる「西尾スタイル」の授業づくりを推進します。	学校教育課
2	I C T機器の活用による学習活動の充実	I C T機器を活用した学習活動の充実を図ります。A I デジタルドリルによる個別最適化学習や、一人一台端末による毎日の心の健康観察、We b会議システムを利用した遠隔地との交流などの取組を進めます。また、I C Tスーパーバイザーを新たに配置し、I C T教育の底上げを図ります。	学校教育課
3	情報モラル教育の充実	各校で行っている「情報モラル教育」を継続していきます。また、適切にI C T機器を活用できるよう「G I G Aワークブックにしよう」を活用して情報リテラシー*教育を行います。さらに、西尾市ホームページに「G I G Aワークブックにしよう」を掲載し、情報モラルについての学びを家庭でも共有できるようにします。	学校教育課
4	国際的な人材育成の推進	A L T（外国語指導助手）及び日本語教育指導支援員の配置拡大を図り、各校の実情、個々の学習状況に応じた指導を行うことで、英語教育の充実と日本語教育が必要な児童生徒への支援の拡充に努めます。夏季休業中に、より実践的な英語活用能力を育成するために、A L T派遣会社と協働してイングリッシュキャンプを開催します。	学校教育課

No.	取 組	取組内容	担当課
5	こどもの自律・協働を育む 学校教育の充実	児童生徒の思いをもとに、仲間と共に自ら考え行動する学校行事や児童会・生徒会活動を推進します。	学校教育課
6	地域の教育的資源の学校教育への活用	地域の特性や様々な人材などの教育的資源を取り入れた「特色ある学校づくり」を推進し、地域に愛着と誇りを持てる児童生徒を育みます。	学校教育課
7	きめ細やかな教育の推進	小中学校等できめ細やかな教育を推進するため、教職員へ助言・支援する専門的知識を有する人材を配置します。特にニーズの高い特別支援教育、日本語指導、I C T教育に携わる人材を重点的に配置していきます。	学校教育課
8	社会に開かれた学校教育の実現	学校評議員制度や学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の仕組みを活かして、保護者や地域と連携し、ともにこどもを育てる教育を推進します。また、学校評価の結果をもとに各校の課題を把握し、その解決に向けた支援を行います。	学校教育課
9	地域や関係機関・団体との連携・協働	保護者、学校、地域、関係機関・団体との連携を進め、地域ぐるみの子育てを進めます。	生涯学習課 学校教育課
10	学校運営の情報発信を推進	各校のホームページ、ブログ、学校だより、学校情報連絡システム「すぐーる」での情報配信を通じて、学校、児童生徒の様子等を保護者等へ伝えます。学校がより身近に感じられる情報発信を継続します。	学校教育課
11	幼保小連携・架け橋事業の推進	園の生活から学校生活への円滑な移行を図るため、こども同士の交流や学校と園で教職員、保育者の連携を図ります。また、架け橋期のカリキュラム作成を通して、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。	学校教育課 保育課
12	読書通帳事業の充実	読書の楽しさを知らせ、より読書意欲を高めたり、読書習慣のきっかけとなったりするよう、市立図書館で借りた本の履歴が銀行の預金通帳のように記録（記帳）される読書通帳を小中学生に配布し、こども達の読書活動の推進に取り組みます。	図書館

施策（２）こどもの居場所づくり

すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、多様な体験活動等に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮していくことが大切です。これまで以上に、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、こどもが安心して活動できる居場所づくりを推進します。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	放課後児童クラブの充実	就労等により昼間、保護者がいない家庭の小学1～6年生の児童に対し、放課後を安心して安全に過ごす場所を提供します。また、児童クラブの運営の一部を民間へ委託し、更に安定的かつ効率的な運営を図ります。	子育て支援課
2	児童館の運営の充実	こどもと保護者が自由に交流できる場を提供するとともに、こどもが安心して過ごせる居場所となるような環境を目指します。また、こどもたちに健全な遊びを提供する場として、イベント等も定期的に実施します。	子育て支援課
3	子ども食堂の運営支援	子ども食堂の運営状況を把握するとともに、運営費の補助を行います。また、子ども食堂への物資調達のために、市役所本庁舎内や保育施設等にフードボックスを設けるなど、フードロス削減にも繋がっていくように取り組みます。	子育て支援課 福祉課
4	児童クラブの待機児童対策	児童クラブの待機児童の受け皿として、「放課後居場所緊急対策事業」を活用し、放課後の児童の居場所を確保し、保護者が安心して就労できる環境を整備します。また、学校の余裕教室や既存の公共施設などを活用してクラブ室を確保し、待機児童解消に努めます。	子育て支援課
5	こどもの居場所づくりの推進	こども・若者の意見を聴取しながら、こども・若者本人が居場所と感ずることができるよう、多様な居場所づくりの推進に取り組みます。また、「養育環境等」に課題を抱えるこどもの居場所支援についても、実施に向け検討します。	子育て支援課

No.	取 組	取組内容	担当課
6	不登校児童生徒への対応の充実	不登校児童生徒の学校への復帰を支援するとともに、社会的自立を図るため、学校や教育支援センターにおける相談、スクールカウンセラーやチアフレンドなどを活用した各種支援に取り組みます。	学校教育課

施策（３）いじめ・問題行動の未然防止・早期発見・早期解決

いじめ、問題行動は、学校、家庭、地域における様々な要因が複雑に絡み合って起きると思われます。学校では、教員の指導力の向上や指導体制の充実を図るとともに、児童・生徒に寄り添いながら、関係機関との連携を強化して、未然防止や早期発見と適切な対応による早期解決に取り組みます。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	いじめ問題への対応の充実	西尾市いじめ問題対策連絡協議会をはじめとする諸会議において、いじめ問題を含めた生徒指導上の問題について情報共有を図り、対応策を検討します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に継続して取り組みます。	学校教育課
2	校内暴力行為などの問題行動への対応の充実	教員の指導力の向上はもとより、家庭・地域と情報を共有するとともに、生徒指導アドバイザーや生徒指導サポーターと連携して問題解決に取り組みます。	学校教育課

施策（４）生命の尊さを学び、一人ひとりを尊重する態度を育む教育の推進

こどもの周りには、薬物依存や性犯罪・性暴力に関わる問題等が潜んでいます。また、ＩＣＴ機器の使いすぎによる健康問題も懸念されています。これらの問題から、こども・若者が身を守ることができるようにするためにも、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指します。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	ＩＣＴ機器による健康被害の防止	ＩＣＴ機器の使用の仕方によっては、視力低下や姿勢の悪化、集中力の低下、依存症など、健康面への影響があることを学び、ＩＣＴ機器を適切に活用ができるようにします。	学校教育課
2	自他を尊重する気持ちを育てる教育の推進	保健・道徳の授業等を通して、体のしくみ・性感染症・ＬＧＢＴＱ*などについて理解を深められるようにします。児童生徒が自分の心身の健康を守り、多様性を認め、自分と他人を尊重する気持ちを育てる教育を行います。	学校教育課
3	有害環境対策の推進	ＳＮＳや薬物等の依存が心身に及ぼす影響について学ぶ機会を設けていきます。また、防煙教室をはじめ喫煙・薬物・飲酒等の健康被害などについての理解を促進します。	学校教育課 健康課
4	「生命(いのち)の安全教育」の推進	児童生徒が生命の尊さを学び、性に関する誤った認識や行動等を正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を身に付けられるように「生命(いのち)の安全教育」を推進します。	学校教育課 健康課

施策（５）体験学習や地域活動の促進

少子化・核家族化が進み、児童・生徒が乳幼児と一緒に過ごすことが少なくなり、親の中には赤ちゃんにさわるのは自分のこどもが初めてという人もみられます。また、生活・社会・文化・自然などの様々な体験は学校教育の中だけでは十分ではありません。

このため、児童・生徒の異年齢交流や、乳幼児とふれあう機会を充実させます。また、学校、生涯学習、健康、福祉、図書館など様々な部門が連携して体験事業の充実を図ります。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	保育実習の実施	中学生を対象に、子育ての意義や家庭の重要性を学ぶ保育実習の機会を設けます。	保育課 学校教育課
2	プレコンセプションケア*の推進	こどもと保護者が将来について考え、日々の生活や心身の健康と向き合い、行動できることを目的に健康教育を実施します。	健康課
3	こどもたちに対する様々な体験活動を行う団体の支援	こども、学校、地域、保護者等が共に関わりを持ち、行事等を開催できるよう支援を行います。また、社会教育団体への補助金交付等の支援も行います。	生涯学習課
4	体験・交流・学習活動の機会の提供	学校や家庭では体験できないような、多彩な体験・交流・学習活動の機会を提供します。	生涯学習課
5	図書館におけるこども向け事業の充実	図書館ボランティアと協働して、おはなし会などを行います。また、図書館まつりや西尾っ子読書フェスティバル等を通じて、読書の普及啓発を図ります。	図書館
6	総合型地域スポーツクラブの運営支援	地域が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの活動支援を行います。	スポーツ振興課

基本目標3 《青年期》 若者の未来を後押しするための支援

施策（１）悩みや不安を抱える若者に寄り添い、希望の実現に向けた支援

悩みや不安を抱える若者の相談体制等の充実を図り、誰一人取り残さず、きめ細かな支援を行います。

また、離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行います。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	若者の就職相談	働くことに悩みを抱える若年層とその家族を対象に、地域若者サポートステーション等と連携を図り、就職相談窓口を設置します。	商工振興課
2	西尾市子ども・若者支援地域協議会の運営	ひきこもりや不登校、ニートなど社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者を包括的に支援するため、関係機関等で組織する「西尾市子ども・若者支援地域協議会」により、各関係機関の相談情報や取組等をネットワークの中で共有・連携を行います。	生涯学習課
3	子ども・若者総合相談センター「コンパス」による支援	西尾市在住在学のおおむね15歳～39歳のこども・若者とその保護者などを対象とし、ひきこもりや不登校、ニートなど様々な悩みの相談を受け、修学、就職または生活に係る包括的な支援を行います。	生涯学習課

施策（２）結婚を希望する方への支援

結婚を望む人への出会いの機会の提供を図ることで、結婚を望む人への支援を強化します。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	結婚支援事業の実施	対面での出会いを促すイベント「にしおde婚活」の開催やマッチングアプリの無料コード配布などを民間事業者と連携して行うことで、結婚に対する機運の醸成を図ります。	秘書政策課

基本目標4 《すべてのライフステージ》

特別な配慮が必要なこども・若者や家庭へのきめ細かな対応の充実

施策（１）児童虐待防止対策と社会的養護の推進

保護者の育児経験の少なさ、育児への不安、育児の負担感の大きさ、母子の孤立等を背景に、特別な家庭だけではなく、どこの家庭でも養育が困難になったり、児童虐待が起きたりする可能性があると考えする必要があります。

親子が発信する様々な育てにくさのサインを受け止め、親子の実情に合わせて子育てに寄り添う支援を充実し、保護者の育児負担の軽減や子育てに向き合う環境をつくります。なお、児童虐待発生時には迅速かつ適切な対応をします。

また、家事や家族の世話などをこどもが日常的に行うことで、学業や友人関係等に支障がでるヤングケアラーの問題については、本人や家族に自覚がないことも多いため、問題を認識できるよう啓発するとともに、早期発見や適切な支援に取り組みます。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	こども家庭センター*の設置	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を活かしながら、一体的な相談機関として子育て等に関する相談支援を切れ目なく実施します。	家庭児童支援課 健康課
2	児童虐待防止の啓発	児童虐待防止のため、児童虐待の現状、相談体制、体罰によらない子育てなどの知識を普及し、地域における早期発見や予防など啓発を行います。	家庭児童支援課
3	児童虐待相談の実施	こどもの発達の心配や育児全般の困り事、暴力・暴言によらない子育てに必要な情報提供・相談に応じます。	家庭児童支援課
4	家庭児童相談の実施	家庭児童相談員がこどもの生活、しつけ、学校生活の悩み等の相談に応じます。	家庭児童支援課
5	子育ての支援が必要な家庭の把握と対応	子育ての支援が必要な家庭の把握、こどもへの虐待が疑われる場合の迅速で適切な対応、児童虐待のリスクがある家庭の支援に取り組みます。また、特に必要な家庭に対しては家庭支援事業の利用勧奨、措置を行います。	家庭児童支援課 健康課

No.	取 組	取組内容	担当課
6	養育支援訪問事業の実施	保護者やこどもの心身の問題等により子育ての支援が必要な家庭や多胎児のいる家庭など、支援が必要な家庭、児童虐待のリスクがある家庭等に対して専門的な相談支援を行います。	家庭児童支援課 健康課
7	子育て短期支援事業の拡充（ショートステイ）	子育て中の保護者が入院や出産、育児疲れ等の理由で家庭でのこどもの養育が一時的に困難となった場合、一定期間、施設等でこどもを預かります。	家庭児童支援課
8	子育て世帯訪問支援事業の実施	支援が必要な家庭に支援員が訪問し、家事支援、育児支援を行います。	家庭児童支援課
9	親子関係形成支援事業の実施	こどもとのかかわり方や子育てに悩み・不安を抱える保護者に、こどもとのかかわり方等の知識や方法を身につけられるようペアレント・トレーニング等を行います。	家庭児童支援課
10	ヤングケアラーに対する支援	ヤングケアラーの実態を把握し、迅速に適切な関係機関と連携し支援します。	家庭児童支援課
11	要保護児童対策地域協議会の運営	児童相談所、主任児童委員、保健・医療・福祉・教育・警察等の各機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、月1回の実務者会議、合同ケース会議を開催し、要保護児童についての情報共有と支援について検討を行います。	家庭児童支援課
12	サポートプランの作成	支援が必要なこどもや保護者の課題解決のためサポートプランを作成します。	家庭児童支援課 健康課

施策（2）障害児・医療的ケア児等への支援の充実

障害のあるこどもを持つ家庭に対しては、西尾市障害児福祉計画を踏まえ、それぞれの障害に応じた医療・療育*・発達支援に取り組み、こどもの健全な発達を支え、身近な地域で安心できる生活に向けて支援します。

また、障害の重度・重複化や、発達障害のこどもたち一人ひとりに寄り添いながら切れ目のない支援を図るために、支援体制の充実、指導方法の研究、指導者の育成に取り組みます。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	西尾市療育センターの充実（ポップ教室）	入園前のこどものことばや人との関わり、運動などの発達に心配がある親子を対象に療育や育児相談、専門職の講話を行います。	家庭児童支援課

No.	取 組	取組内容	担当課
2	療育の充実に向けた広域連携の実施	西三河の近隣6市で行う連絡会議において、情報共有や職員研修を行い、より充実した療育ができるように努めます。	家庭児童支援課
3	障害児通所支援事業の実施	放課後等デイサービス*、児童発達支援*、保育所等訪問支援、計画相談支援など、サービス提供事業所と連携し、人材育成、情報共有に努め、サービスの質の向上と支援の充実を図ります。	福祉課
4	障害福祉サービス事業	障害児に対して日中一時支援、移動支援、補装具費や日常生活用具を支給します。	福祉課
5	児童発達支援センター「白ばら園」の運営	一人ひとりの発達段階を把握し、保護者の意向を取り入れた個別支援計画に沿った支援をしていきます。また、併設している室場保育園との交流を通して生活の経験を広げ、友達と関わる楽しさが味わえるように取り組みます。	保育課
6	障害児保育の実施	障害児担当保育者の配置と研修の充実、保育園・認定こども園・幼稚園での障害児保育を通じて、よりきめ細やかな保育に取り組みます。	保育課
7	こども発達支援事業の実施	医療機関との連携によりKIRARA保育園・矢田わくわくこども園において療育活動を実施することで、障害を持つこどもの心身の発達を促すとともに、保護者の子育てと就労等との両立を支援します。	保育課
8	特別支援教育の充実	障害のある児童生徒一人ひとりに寄り添った教育に取り組むために、職員研修や指導法の研究、特別支援教育スーパーバイザー・アドバイザーの配置、教育アシスタントの配置拡充に努めます。さらに、通級指導教室の開設（中学校）など、一人ひとりにあった教育を実施するための取組を行っていきます。	学校教育課
9	特別支援教育就学奨励費の支給	障害のある学齢児童生徒が小・中学校の特別支援学級等で学ぶにあたって、保護者が負担する教育関係費用について、家庭の経済状況等に応じ、補助します。医療的ケア*が必要な児童生徒については、学校看護師を配置するなど合理的配慮を行います。	学校教育課
10	特別児童扶養手当の支給	重度の身体障害または重度の知的障害のある20歳未満のこどもの保護者に特別児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
11	未熟児への医療費等支給	未熟児で、入院養育が必要であると医師が認めた場合に医療費の一部を支給します。	保険年金課

No.	取 組	取組内容	担当課
12	障害者への医療費支給	障害者手帳1～3級、自閉症状群、療育手帳A・B判定などの障害者の方に、保険診療による医療費の自己負担分を支給します。	保険年金課
13	精神障害者への医療費支給	精神疾患により精神病棟に入院し診断書を入院期間中に提出された方にはその期間内の保険診療による入院医療費の自己負担分の2分の1を、自立支援医療費公費負担（精神通院）を取得されている方には自立支援医療費対象の保険診療による自己負担額の全額を、精神障害者保健福祉手帳1または2級を取得されている方には保険診療による医療費の自己負担額の全額を支給します。	保険年金課
14	精神障害者保健福祉手帳の交付等	精神障害を抱えているこどもに対して精神障害者保健福祉手帳を交付しています。また、自立支援医療費（精神通院分）の公費負担を行います。	福祉課
15	障害者扶助料の支給	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方に障害者扶助料を支給します。	福祉課
16	医療的ケア児への支援	医療的ケア児の支援に向けた関係機関との協議の場を設置するとともに、調整役としてのコーディネーターを配置し、医療的ケア児やその保護者からの相談支援を行います。また、医療的ケアが必要な児童生徒に対しては、学校看護師を配置するなど合理的配慮を行います。	福祉課 学校教育課
17	医療的ケア児の保育の充実	市内の保育園及び認定こども園並びに白ばら園において、医療的ケア児を受け入れます。医療的ケアを必要とするこどもの入園希望があった場合、受入れ可能な園について保護者も含めた関係機関で検討しながら、今後も進めていきます。	保育課

施策（３）ひとり親家庭・生活困窮家庭の自立支援

ひとり親家庭は子育てと生計の負担がひとりの保護者にかかり、その暮らしが経済面で厳しい状況にある家庭も少なくありません。

ひとり親家庭や生活困窮家庭における親子の暮らしの安定と自立を図るため、生活、就業、養育費の確保を含む経済面など、多様な支援に取り組みます。

また、県や社会福祉協議会等が実施する手当・給付金の制度や日用品・食料品の提供、学習支援等のサービス、相談窓口の情報等を必要な方に適切に届くように周知・広報を行います。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	ひとり親家庭の相談支援	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭への経済上の相談、就業・住宅・家事等の生活上の相談等を受け、生活の安定と自立を促進します。	家庭児童支援課
2	就労などの自立支援の実施	ひとり親家庭への経済的な自立を支援するため、教育訓練費の一部助成、高等職業訓練促進費を支給します。	家庭児童支援課
3	児童扶養手当等の支給	ひとり親家庭に児童扶養手当、遺児手当などを支給し、経済的な支援を行います。	子育て支援課
4	ひとり親家庭への医療費支給	18歳までのこどもを養育しているひとり親家庭に、保険診療による医療費の自己負担分を支給します。	保険年金課
5	放課後児童クラブの入会支援	ひとり親家庭が安心して就労できるように、児童クラブへの入会の優先度を高めます。	子育て支援課
6	就学援助制度の実施	経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、必要な援助をします。	学校教育課
7	子ども食堂のＰＲ	就学援助の対象家庭や児童扶養手当の申請者に対して子ども食堂のチラシ等を配布し、子ども食堂利用の啓発に努めます。	子育て支援課
8	サポートスクールの実施	就学援助等を受けている中学生を対象に、学習支援（教員ＯＢのサポート）や居場所を提供し、学習意欲や基礎学力の向上を図ります。	福祉課

施策（４）多文化子育て支援・多文化教育の推進

文化的・言語的な背景が異なり、多文化な子育て環境を有して、外国にルーツを持つ育児家庭が定住化する日本の地域社会や保育園、学校等において、安心して子育て・子育てができるための自立支援として、子育て・教育関係の情報提供、日本語学習の支援、就学準備などの教育支援を行います。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	通訳者の配置・派遣、相談体制の充実	外国にルーツを持つ子どもやその保護者との円滑な意思疎通を図るため、市役所の窓口配置した通訳者を保育園等に派遣するとともに、日本語教育指導支援員が小中学校を巡回します。また、地域つながり課にワンストップサービスの窓口を設置し、母国語での通訳・翻訳による情報提供や、生活・育児相談、関係課への案内などを行うとともに、テレビ電話通訳、3者間電話通訳サービスなどの有効なコミュニケーション手段が利用されるように取り組みます。	地域つながり課 保育課 学校教育課 子育て支援課
2	外国にルーツを持つ子どもに対する教育支援の充実	令和7年度から、日本語初期指導教室「カラフル」を2教室に増やし、日本語や学校生活の基礎的な指導を行います。支援員が学校巡回を行い、各校での外国にルーツを持つ児童生徒に対する教育の支援を充実させていきます。日本語教育の充実のために、各校でDLA（対話型アセスメント）*を実施します。また、多文化ルームKIBOUによる不就学不就園のこども教育支援を行います。	学校教育課
3	外国にルーツを持つ育児家庭に対する子育て支援	西尾市国際交流協会の取組を周知するとともに、外国人のための生活情報誌への掲載などを行います。また、中学校卒業後の進路について進路説明会を行うとともに、日本の地域社会で自立できるようにこども、保護者に日本語教室の開催案内を進めていきます。	地域つながり課 学校教育課

基本目標5 《すべてのライフステージ》

子育て家庭への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進

施策（１）子育て家庭への経済的支援

子育て家庭において、家計に占める子育てのコストの負担が過重にならないよう、国の制度適用に加えて市独自の支援を強化し、必要な経済的支援措置を講じます。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	児童手当の支給	国の制度に基づき児童手当を支給し、高校生年代までのこどもがいる子育て家庭に対して経済的支援を行います。	子育て支援課
2	子育て家庭優待事業の支援	18歳未満のこどもとその保護者及び妊娠中の方が、県内の協賛店舗等で「はぐみんカード」を提示することにより、店舗が独自に設定する割引・特典等様々なサービスが受けられる愛知県の事業を支援します。	子育て支援課
3	保育園・幼稚園等の給食費無料化の実施	利用者負担額とは別に負担している給食費（主食分）を無料にすることで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	保育課
4	幼児教育・保育の無償化の実施	保育園、幼稚園、認定こども園等を利用する3歳から5歳のすべてのこども及び0歳から2歳の非課税世帯のこどもの利用料を無償化します。	保育課
5	放課後児童クラブ保育料の減額	同一世帯で2人以上の児童が同時に利用する場合の2人目以降の児童の保育料を減額（半額）します。また、ひとり親家庭や生活困窮家庭の保育料についても軽減できるように検討します。	子育て支援課
6	給付型奨学金の支給	能力があるにも関わらず、経済的理由により修学が困難な高校生を対象に、給付型奨学金を支給します。	教育庶務課
7	私立高等学校等授業料補助金の支給	私立高等学校等に在学する生徒の授業料負担者（保護者）の負担軽減を図るため、授業料補助金を支給します。	教育庶務課
8	高校生年代までの方への医療費支給	中学3年生までの方の保険診療による医療費の自己負担分を支給します。 また、高校生年代の方の入院費用のうち保険診療による医療費の自己負担分を支給します。	保険年金課

No.	取 組	取組内容	担当課
9	任意接種費用の助成	おたふくかぜワクチンの接種費用の一部を助成します。また、インフルエンザ予防接種の接種費用を中学3年、高校3年相当のこどもを対象に、年に1回、接種費用の一部を助成します。	健康課

施策（2）子育てと仕事の両立支援

保護者の性別にとらわれず、こどもは家族みんなで育てることの重要性を啓発します。また、多様な働き方ができる職場づくりについて、市民や企業等に啓発や働きかけを行い、家庭生活と職業生活の両立しやすい環境づくりを促進します。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	職場における男女共同参画の啓発・情報提供	商工会議所等と連携を図り、職場における男女平等をすすめる講演会・セミナー等を開催します。また、その機会を活用して、企業同士の情報・意見交換の場の設置や、事例提供等を行います。	地域つながり課 商工振興課
2	仕事・家庭・個人生活のバランスに関する啓発	「仕事」「家庭」「個人の生活」がバランスよく営めるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方や重要性について啓発を行います。	地域つながり課
3	男性への家事・育児・介護に関する学習機会や情報の提供	家庭における男性のあり方や役割に関する学習機会や、家事・育児・介護などの家庭生活に関する講座や講習会の充実を図ります。	地域つながり課 子育て支援課
4	育児休業・介護休業等の制度の取得支援	育児休業制度、子の看護休暇制度、介護休業制度、介護休暇制度等の制度を周知するとともに、実際に取得できるよう、事例等の情報提供を行います。	商工振興課
5	ショートタイムワークの導入促進	多様な働き方の選択肢の一つとして、ショートタイムワークの導入促進を図ります。制度の周知PRをはじめ、セミナーの開催や事例等の情報提供を行い、市内企業への普及に努めます。	商工振興課

基本目標6 《すべてのライフステージ》

社会全体でこども・若者やその家庭を支援する取組の推進

施策（１）こどもの権利の尊重と意思表示の機会の確保

市民一人ひとりがこどもの権利に対する理解を深めることができるよう広く周知します。また、こどもが安心して意見を表明することができる機会をつくり、その意見を市のこども政策に反映できるよう取り組みます。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	こどもの権利の普及啓発	こども条例の改正について検討するとともに、こどもの権利に関する講演会や出前講座などを開催し、こどもに対しても大人に対しても普及啓発を図ります。	子育て支援課
2	こども・若者が意見を言える機会の提供	こども・若者の意見を聴く場をワークショップ形式等で開催し、自由に発言できる環境を作ります。また、その意見をこども政策に反映できるよう努めます。	子育て支援課
3	学生議会の開催	中学生のまちづくりへの関心や市政への参画意識を深めるとともに、市民と行政がともに考え、行動するまちづくりを推進するため開催します。市内中学校または義務教育学校に通う中学生議員が、市長はじめ市幹部職員に意見・提案を行います。	広報広聴課



施策（２）安全・安心なまちづくり

こどもが暴力を受けたり、犯罪に巻き込まれたり、交通事故に遭うことがない安全・安心なまちをつくるため、市民・警察・学校・行政等が連携して、防犯や交通安全の啓発、自主防犯活動の支援、道路・公園等の環境整備等に取り組みます。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	防犯関係組織との連携	西尾防犯連絡協議会と連携を密にして、市民・警察・行政が三位一体となって犯罪の未然防止に努めます。	危機管理課
2	交通安全教室の実施	西尾警察署、自動車学校の協力を得て、保育園・幼稚園・小中学校等で交通安全教室を開催し、講話・自転車の正しい乗り方・信号交差点の渡り方等を指導します。	危機管理課
3	通学路の安全確保	安全性向上を図るために、道路管理者、警察、教育委員会で通学路の定期点検を行い、それに基づく対策を実施します。	土木課
4	防犯対策の実施	保育園・幼稚園・小中学校等で、不審者対策として、学校安全ボランティアをはじめ地域住民との連携、情報の共有、設備の充実、不審者対応避難訓練や防犯教室等に取り組みます。	保育課 学校教育課 危機管理課
5	「すぐーる」を活用した児童生徒の安全確保	児童・生徒が地域で見かけた不審者の情報を周知するため、学校情報連絡システム「すぐーる」を活用して、登録者（保護者）にメールを送信します。	学校教育課
6	園児の安全確保の実施	保育園・幼稚園で「お散歩マップ」を作成し、園外保育の安全確保に努めます。	保育課

施策（３）こどもの遊び場の充実

核家族化、集合住宅の増加、まちの都市化などを背景に、こどもの遊び場に悩む保護者が増えてきています。

このため、地域住民や利用者との協働により既存の公園や児童遊園などを有効活用するとともに、開発などによる宅地化の進展に合わせて公園の整備を行います。また、既存施設の建て替え等に合わせて室内のこどもの遊び場・親子の居場所の充実に取り組みます。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	公園整備事業の充実	公園を新たに整備する際や、再整備する際はワークショップを開催し、どのような公園にしたいかなど、参加者の意見を参考にしながら、子育て世代からニーズの高い近隣公園・街区公園(住宅地の近くにある公園)を中心に都市公園を整備します。	公園緑地課
2	都市公園等の維持管理等の充実	だれもが安全に楽しく使いやすい都市公園等を維持管理するために、草刈りや遊具等施設の安全点検を行います。また、地域住民との協働による維持管理の公園数を拡大します。	公園緑地課
3	児童遊園・ちびっ子広場の整備・維持管理の充実	遊具の安全点検を行い、適切な維持管理を行います。また、地元の要望に沿って身近な遊び場の充実に図ります。	公園緑地課
4	愛知こどもの国地域協働事業の実施	愛知県や施設を管理するNPO法人フロンティア西尾、地域の関係団体と協働事業を企画し、こどもの健全育成の推進に向けたイベントを実施することで、地域と連携を深めるとともに、愛知こどもの国の活性化に努めます。	地域つながり課
5	親子で利用できる屋内空間の提供	児童館や子育て支援センターのほか、全世代の市民に対する多様な学びの場として「生涯学習センター（仮称）」の建設準備を進めます。センター内にはこどもの室内遊び場を設置し、気軽に利用できる空間を提供します。 また、統廃合後の公共施設を活用し、児童館、子育て支援センターなどの再整備を検討していきます。	子育て支援課 家庭児童支援課 生涯学習課 資産経営課

施策（４）良好な生活環境の整備

市営住宅の供給、三世帯同居住宅の建築・改修の支援を通じて、子育て世代の住宅の確保を支援するとともに、障害児、こどもや乳幼児連れの保護者のことも想定して、公共空間のバリアフリー化や多様な人の利用を想定した設備の導入に取り組みます。

また、民間住宅についても、子育て世帯に適した住宅整備の啓発に取り組みます。

さらに、デジタル技術を活用した支援により、子育て世帯の負担軽減や利便性の向上に取り組みます。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	子育て世代のニーズに合わせた市営住宅環境の整備	新しい生活様式に合わせて、和室から洋室への改修、バリアフリー化など子育て世代等に適した市営住宅環境の整備を行います。	建築課
2	三世帯同居対応住宅支援事業の実施	三世帯同居に対応した住宅の新築・改修工事に要する費用の一部を補助するとともに、住宅金融支援機構の金利の引下げ制度との連携を図ります。	建築課
3	公共空間・設備のバリアフリー化の推進	多機能トイレ、授乳やおむつ替えの場所、道路などの段差の解消など、公共空間・設備において改築等の際にバリアフリー化を図ります。	資産経営課 土木課 公園緑地課
4	乳幼児を連れた保護者の支援	乳幼児を連れた保護者が、外出時に安心しておむつ交換や授乳を行うことができる場所「あかちゃんケアスペース『にこっと』」のある施設入口にロゴマークを掲示します。また、イベントなどでおむつ交換や授乳を行うためのスペースが必要な場合は「移動式あかちゃんの駅」（テント式）を貸し出します。	家庭児童支援課
5	保育園・幼稚園・小中学校等のバリアフリー化の推進	保育園・幼稚園・小中学校等の改築等の際に、施設・設備のバリアフリー化を進めます。	保育課 教育庶務課
6	ユニバーサルデザインの推進	年齢、性別、文化の違い、障害の有無にかかわらず、誰にとってもわかりやすく、使いやすい環境を整えます。	建築課 公園緑地課
7	デジタル技術を活用した子育て世帯への支援	子育て世帯の負担軽減や利便性の向上を図るため、デジタル技術を積極的に活用することで必要な情報に素早く、簡単にアクセスでき、様々な行政手続きをストレスなく行うことができる環境を整備します。	子育て支援課 情報政策課 市民課 保育課 保険年金課 健康課

施策（５）医療体制の充実

乳幼児期は病気にかかりやすく、また、こども本人がその意思表示を十分にできないため、病気に対する保護者の不安は大きなものがあります。本市では、夜間・休日の診療を行うなど、不安の軽減や医療の充実に取り組んでいます。

受診が必要なこどもが必要なときに十分な医療を受けることができる環境をつくるため、夜間・休日、救急医療などの適切な利用方法の啓発や、保護者がこどもの病気等の知識とその処置について、学習する機会をつくります。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	医療機関の上手なかかり方の啓発	小児の心身の状況をよく知っているかかりつけ医を持つこと、診療時間内での受診の重要性、子ども医療電話相談（＃8000）の啓発など、医療機関の上手なかかり方の啓発を行います。	健康課
2	救急医療体制の確保	入院や緊急手術が必要な場合の二次救急病院については、衣浦西尾地域病院群輪番制により、傷病の初期や急性期症状を担う一次救急医療機関については、在宅当番医制や休日診療所において、休日等の救急医療を確保します。	健康課

施策（６）情報提供の充実

こども・若者、子育て当事者が必要とする情報へアクセスしやすい体制づくりを検討します。また、その情報を幅広く届けるために、積極的に発信します。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	子育て支援情報の提供	子育てガイドなどを、こんにちは赤ちゃん訪問や各課窓口、保育園・幼稚園などで設置・配布します。また、ホームページや子育て応援アプリ「にしMO」、市公式LINEを活用し子育て情報を発信します。	家庭児童支援課 健康課
2	出前講座の実施	行政の子育て支援サービスに関する情報を提供するために、希望する市民グループの会合に、担当職員が出向きます。	生涯学習課

施策（7）家庭の教育力向上の支援

保護者同士による子育て活動は、保護者にとって母子の孤立や過度な密着を防ぎ、リフレッシュになり、ささいなことも含めて悩みを分かち合い、情報を交換し、地域と関わりを持ち始める重要な機会です。また、地域にはこどもの健やかな成長を願う多くの住民が存在し、様々な活動をしています。

こどもが健やかに成長するとともに、保護者が子育ての楽しさや安心感を実感できるようにするため、子育て世代を対象とした講座等の充実を図り、保護者の子育てを通じた親としての成長を支援していきます。

具体的な取組

No.	取 組	取組内容	担当課
1	家庭教育の推進	家庭を取り巻く環境の変化に合わせ、子育ての悩みや不安を解消できるように、関係機関と連携して家庭教育応援事業を企画、実践します。	子育て支援課 保育課 家庭児童支援課 生涯学習課
2	家庭教育を推進する親子講座の開催	各小中学校、保育園及び幼稚園、PTAで家庭教育の充実を図る教室や講演会の開催を支援します。	生涯学習課
3	託児付きや親子で参加できるイベント・講座の実施	ふれあいセンター等において、親子や家族で参加できる講座、託児付きの講座を開催するなど、子育て世代の生涯学習を支援します。	生涯学習課



第 5 章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援
事業の量の見込みと確保方策

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、宅地開発等による人口変動を踏まえつつ、ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に提供を行うため、市全域を1つの区域と決めました。

2 将来のこども人口の見通し

本市の0歳～17歳の推計人口は、減少傾向となり、令和11年には0歳～5歳は6,761人、6歳～11歳は8,352人、12歳～17歳は10,047人、合計で25,160人と推計され、令和7年からの4年間で2,000人以上の減少が見込まれます。

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	1,071	1,062	1,050	1,042	1,033
1歳	1,136	1,117	1,107	1,095	1,087
2歳	1,161	1,168	1,148	1,138	1,126
3歳	1,318	1,173	1,180	1,160	1,150
4歳	1,354	1,330	1,183	1,190	1,170
5歳	1,387	1,359	1,335	1,188	1,195
0～5歳	7,427	7,209	7,003	6,813	6,761
6歳	1,446	1,397	1,369	1,345	1,197
7歳	1,526	1,449	1,400	1,372	1,348
8歳	1,589	1,530	1,452	1,403	1,375
9歳	1,620	1,601	1,542	1,463	1,414
10歳	1,639	1,623	1,604	1,545	1,466
11歳	1,635	1,647	1,631	1,612	1,552
6～11歳	9,455	9,247	8,998	8,740	8,352
12歳	1,716	1,645	1,657	1,641	1,622
13歳	1,735	1,717	1,646	1,658	1,642
14歳	1,789	1,743	1,725	1,654	1,666
15歳	1,762	1,786	1,740	1,723	1,652
16歳	1,711	1,761	1,785	1,740	1,723
17歳	1,749	1,713	1,763	1,787	1,742
12～17歳	10,462	10,365	10,316	10,203	10,047
合計	27,344	26,821	26,317	25,756	25,160

※実績値に基づき、コーホート変化率法により算出

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（教育標準時間認定）

【対 象】 満3歳以上で、幼稚園等の教育を希望される方

【利用先】 幼稚園、認定こども園

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	780	742	711	680	676
確保の内容 ②	1,387	1,387	1,387	1,387	1,387
幼稚園	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225
認定こども園	162	162	162	162	162
過不足（②－①）	607	645	676	707	711

◆提供体制の考え方

○市内外の幼稚園、認定こども園、公立保育園の特別利用保育での対応により、確保に努めます。

(2) 2号認定（保育認定）

【対 象】 満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望される方

【利用先】 認定こども園、保育園

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	3,268	3,110	2,977	2,849	2,830
教育希望が強い	37	36	34	33	32
上記以外	3,231	3,074	2,943	2,816	2,798
確保の内容 ②	3,911	3,911	3,927	3,927	3,927
認定こども園	676	676	676	676	676
保育園	3,235	3,235	3,251	3,251	3,251
過不足（②－①）	643	801	950	1,078	1,097

◆提供体制の考え方

○市内の公立保育園21か所、私立保育園8か所、私立認定こども園6か所での対応により、確保に努めます。

(3) 3号認定（保育認定）

【対 象】 満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望される方

【利用先】 認定こども園、保育園

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,163	1,158	1,142	1,131	1,121
0歳	143	142	140	139	138
1歳	444	437	433	428	425
2歳	576	579	569	564	558
確保の内容 ②	1,283	1,283	1,287	1,287	1,287
認定こども園	321	321	321	321	321
保育園	962	962	966	966	966
過不足（②－①）	120	125	145	156	166

◆提供体制の考え方

○市内の公立保育園21か所、私立保育園8か所、私立認定こども園6か所での対応により、確保に努めます。

○3歳未満児では今後も高い保育ニーズが見込まれるため、待機児童を生じさせないよう教育・保育施設の維持・確保に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

通常の保育時間外に保育を行います。量の見込みは、11時間を超えて利用を希望する人数で推計しています。

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	760	737	716	697	691
確保の内容 ②	760	737	716	697	691
過不足 (②—①)	0	0	0	0	0

◆提供体制の考え方

○計画期間の「量の見込み」に対して、市内の保育園、認定こども園の全12か所での対応により、確保に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の余裕教室の活用や専用室の設置によって、遊びと生活の場を提供します。

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,546	1,557	1,566	1,577	1,588
1～3年生小計	1,203	1,223	1,237	1,253	1,268
1年生	474	482	487	493	498
2年生	430	435	440	445	450
3年生	299	306	310	315	320
4～6年生小計	343	334	329	324	320
4年生	215	213	211	209	207
5年生	93	89	87	85	84
6年生	35	32	31	30	29
確保の内容 ②	1,520	1,520	1,520	1,560	1,560
過不足 (②—①)	▲26	▲37	▲46	▲17	▲28

◆提供体制の考え方

- 利用申請状況に応じて、学校内の余裕教室の活用や、空きのある他の児童クラブへの送迎、民間児童クラブの活用、支援単位数を増やす等、待機児童解消に努めます。
- 居住環境の改善を図るため、施設の老朽化や移転等により新たに設置する場合は、余裕のある面積を確保します。
- 長期休業等の短期利用による一時的な増加については、学校内の余裕教室や地域の施設の活用、居場所支援などを行い、対応します。

(3) 一時預かり事業

一時保育として、保護者の就労、出産、介護、傷病、リフレッシュなどに対応するため、保育園で一時的に保育します。預かり保育として、幼稚園等で通常の保育時間外に保育を行います。

① 幼稚園型

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	36,108	34,356	32,897	31,473	31,269
1号認定	27,827	26,477	25,352	24,255	24,098
2号認定	8,281	7,879	7,545	7,218	7,171
確保の内容 ②	36,108	34,356	32,897	31,473	31,269
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

◆提供体制の考え方

- 計画期間の「量の見込み」に対して、公立幼稚園3か所、私立幼稚園2か所、私立認定こども園6か所での対応により、確保に努めます。
- 1号認定の利用者に対する重要な子育て支援として提供体制の充実を図ります。また、2号認定の利用者についても、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に努めます。

② 幼稚園型以外

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

年間延べ利用者数	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み ①	16,169	15,695	15,246	14,832	14,719
確保の内容 ②	16,169	15,695	15,246	14,832	14,719
過不足 (②—①)	0	0	0	0	0

◆提供体制の考え方

○計画期間の「量の見込み」に対して、市内の保育園、認定こども園の全11か所での対応により、確保に努めます。

(4) 病児・病後児保育事業

病気の回復期のこどもを、保護者が家庭で保育できない場合に、看護師などが一時的に預かります。

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

年間延べ利用者数	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み ①	162	157	152	147	144
確保の内容 ②	162	157	152	147	144
過不足 (②—①)	0	0	0	0	0

◆提供体制の考え方

○引き続き提供体制の確保に努めます。

○全保育園で、体調がすぐれない園児について、体調を丁寧に観察したり、別室で静養するなど、保育の継続に努めます。

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

地域の中で、「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いができる人（援助会員）」が会員となり、会員同士で子育ての相互援助活動を有償で行います。

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
確保の内容 ②	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

◆提供体制の考え方

○利用内容や利用状況を踏まえ、より柔軟に対応し、ニーズが充足できるよう積極的かつ適正な運営を図ります。また、会員数増加に向け、事業周知に努めます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て中の家庭で、保護者が入院や出産、育児疲れ等の理由で家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合に一定の期間、施設で預かります。

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	15	15	15	15	15
確保の内容 ②	15	15	15	15	15
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

◆提供体制の考え方

○児童養護施設等8施設に委託しています。今後、里親委託も検討し、事業を拡充していきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

子育て家庭の親とそのこども(主として概ね3歳未満のこども及び保護者)を対象に、子育て親子の交流、子育てなどの相談、子育て関連情報の提供、育児講座の開催等を行います。

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	92,434	91,858	90,705	89,882	89,086
確保の内容 ②	92,434	91,858	90,705	89,882	89,086
過不足(②―①)	0	0	0	0	0

◆提供体制の考え方

○子育て支援センター16か所(公立7か所、民間委託9か所)を確保します。利用者の多いセンターは職員の充実を図ります。

(8) 利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、子育て支援の情報提供と必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、関係機関と協力しながら切れ目ない支援ができるようにします。

◆量の見込みと確保の内容

単位：か所

実施か所数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保の内容 ②	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
過不足(②―①)	0	0	0	0	0

◆提供体制の考え方

- 子育て支援センターやつおもて（基本型）、こども家庭センター（こども家庭センター型）で切れ目ない相談支援を引き続き実施していきます。
- 令和4年の児童福祉法改正により、市町村は地域子育て相談機関の整備に努めることとされました。本市では、すでに身近な場所で子育てに関する相談を行っています、更なる充実に向け、地域子育て相談機関の設置の検討を進めます。

（9）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、適切な支援を行い、育児負担の軽減を図っています。

◆量の見込みと確保の内容

単位：世帯

訪問世帯数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	15	15	15	15	15
確保の内容 ②	15	15	15	15	15
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

◆提供体制の考え方

- 養育支援を必要とする家庭に必要な専門職が継続的に介入し、安定した生活環境の中で養育できるよう、こども家庭センターで対応します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭に、赤ちゃん訪問員（保健師、助産師、看護師、保育士）が育児情報の紹介、案内を持って全戸訪問します。

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

訪問者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,071	1,062	1,050	1,042	1,033
確保の内容 ②	1,071	1,062	1,050	1,042	1,033
過不足（②―①）	0	0	0	0	0

◆提供体制の考え方

○引き続き、健康課で対応します。

(11) 妊産婦等健診事業

母子健康手帳発行時に、妊産婦健康診査の受診票をお渡しします。県内の医療機関で受診できます。

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

年間延べ受診者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	15,255	15,083	14,968	14,839	14,710
確保の内容 ②	15,255	15,083	14,968	14,839	14,710
過不足（②―①）	0	0	0	0	0

◆提供体制の考え方

○引き続き、県内の医療機関で対応します。また、県外で使用了場合は、償還払いで対応します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度未移行幼稚園等を利用するこどもの副食費負担分について、低所得者層及び第3子以降を対象に費用の一部を補助します。

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	5	5	5	5	5
確保の内容 ②	5	5	5	5	5
過不足 (②—①)	0	0	0	0	0

◆提供体制の考え方

○引き続き、保育課で対応します。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。

◆量の見込みと確保の内容

単位：世帯

訪問世帯数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	357	350	344	336	329
確保の内容 ②	357	350	344	336	329
過不足 (②—①)	0	0	0	0	0

◆提供体制の考え方

○対象家庭等への家事や子育て等の支援の実施はこども家庭センターで対応し、提供体制を確保します。

(14) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもに対して、居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こども及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々のこどもの状況に応じた支援を包括的に提供します。

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	—	355	355	355	355
確保の内容 ②	—	355	355	355	355
過不足 (②—①)	—	0	0	0	0

◆提供体制の考え方

○令和4年児童福祉法改正により創設され、令和6年度から施行された事業です。現在、本市では実施していませんが、本市の状況を踏まえて、令和8年度からの実施に向け検討します。

(15) 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	—	10	10	9	9
確保の内容 ②	—	10	10	9	9
過不足 (②—①)	—	0	0	0	0

◆提供体制の考え方

○令和4年児童福祉法改正により創設され、令和6年度から施行された事業です。本市の状況を踏まえて、令和8年度からの実施に向け検討します。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等を実施し、心身の状況や育児環境等に応じて、情報提供や相談等を行う事業です。

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	3,269	3,232	3,207	3,180	3,152
確保の内容 ②	3,269	3,232	3,207	3,180	3,152
こども家庭センター	3,269	3,232	3,207	3,180	3,152
上記以外	0	0	0	0	0
過不足(②―①)	0	0	0	0	0

◆提供体制の考え方

○妊娠の届出をした妊婦・その配偶者等に対して、情報提供・相談等の伴走型支援を行うため、少なくとも3回以上の面接等を実施する体制を確保します。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育園等において、6か月から満3歳未満の保育園等に通っていない乳児または幼児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度を行う事業です。

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

1日当たりの利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	—	85	84	82	81
0歳	—	18	18	17	17
1歳	—	35	34	34	33
2歳	—	32	32	31	31
確保の内容 ②	—	20	40	60	81
過不足（②―①）	—	▲65	▲44	▲22	0

◆提供体制の考え方

- 令和6年の子ども・子育て支援法改正により、現行の教育・保育給付に加え、保育園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象とした、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟な利用が可能な「乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）」が新たに創設され、令和8年度から給付化（令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業として位置づけ）されます。
- 令和8年度からの本格実施に向け、提供体制の確保に努めるとともに、利用状況に応じて拡充等していきます。

(18) 産後ケア事業

産後の母子に対して医療機関等での宿泊・通所・訪問を通じて必要な保健指導や育児支援を行い、母親のセルフケア能力を育む支援を行います。

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	479	474	470	466	462
確保の内容 ②	479	474	470	466	462
過不足 (②―①)	0	0	0	0	0

◆提供体制の考え方

○必要な時期に、産後の心身のケアや育児のサポートを受けられるよう事業の充実に努めます。

5 推進上の留意点

(1) 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

- 保育園・幼稚園・認定こども園の全園の園長が参加する施設長会議、幼保共通カリキュラムの活用、職員の合同研修や人事交流、行事や事業の連携を行い、すべてのこどもに良質な教育・保育を提供できるように努めます。
- 発達等が気になるこどもについて、保健センター、保育園・幼稚園・認定こども園、小学校などの連携を図り、途切れのない支援に取り組みます。
- 制度の動向・園児数・施設環境・職員の確保を見極めながら、幼保連携型認定こども園化を推進します。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- 幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。そのため、制度のしくみや手続きの方法等についてわかりやすく周知するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付を引き続き行います。
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、必要に応じて愛知県に施設の運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令等に基づく是正指導等の協力を要請するなど、愛知県との連携を図ります。

(3) 育児休業後の教育・保育事業の円滑な利用について

- 母子健康手帳の交付、出生届、こんにちは赤ちゃん訪問、各種健診の際に、本市の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業などの情報提供や相談に応じます。
- 育児休業満了時に保育園等が確実に利用できるように、3歳未満児の保育量の確保を図るとともに、育児休業からの職場復帰の場合に入園予約を受け付けます。

(4) 県との連携

- 児童虐待防止対策、母子家庭・父子家庭の自立支援、障害児施策など、こどもに関する専門的な知識及び技術を要する施策について、愛知県が行う施策との連携を図ります。

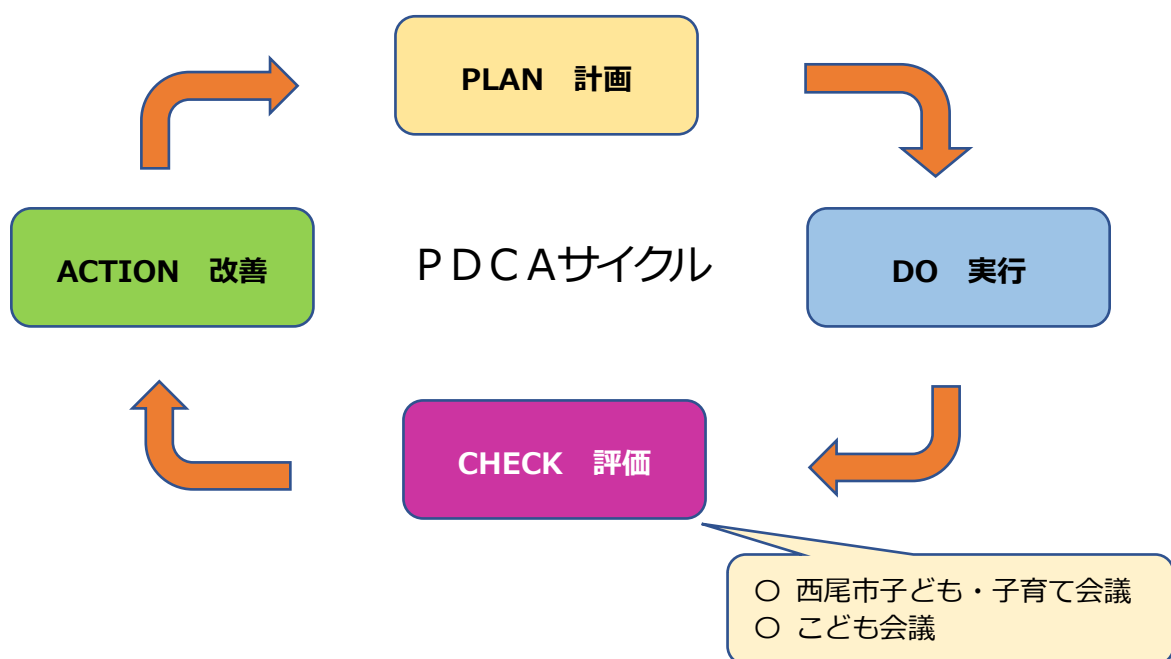
第 6 章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 施策の評価と見直し

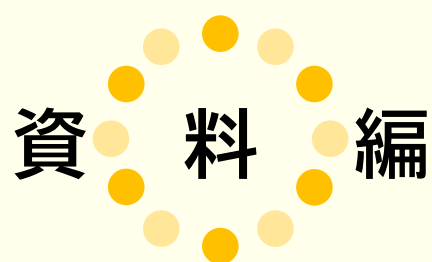
本計画の推進にあたっては、こども・若者、子育て当事者の意見を聴きながら、PDCAサイクルにより施策を検証、評価し、改善していきます。



※ 施策の達成状況、進捗状況などについては、「西尾市子ども・子育て会議」において毎年度評価し、PDCAを実施します。また、「こども会議」においてもこども・若者の意見を聴取し、施策に反映します。

2 西尾市子ども・子育て応援基金の活用

こども・子育て政策を一層充実させるため、こども・子育てに関わる世帯に対する本市独自に新設・拡充する事業等に対して「西尾市子ども・子育て応援基金」の活用を検討し、こども・子育てに関する施策を積極的に推進します。



資料編

1 西尾市子ども・子育て会議規則

令和2年3月26日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、西尾市附属機関に関する条例（昭和39年西尾市条例第16号）第3条の規定に基づき、西尾市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査及び審議をし、その結果を市長に答申する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第2項に規定する事項に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第2項に規定する事項に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に係る法第61条第7項に規定する事項に関すること。
- (4) こども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第2条第2項に規定するこども施策の推進に関すること。
- (5) 基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び変更に関すること。
- (6) 西尾市子ども条例（令和2年西尾市条例第38号）第18条第1項に規定する推進計画の策定及び変更に関すること。
- (7) その他子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主及び労働者
- (3) 子ども・子育て支援事業関係者

- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議及び会長が欠けたときの会議は、市長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 子ども・子育て会議は、会議の補助機関として、子ども・子育て作業部会（以下「作業部会」という。）を設置することができる。

- 2 作業部会は、第2条に定める事項に係る必要事項の調査及び検討を行う。
- 3 作業部会は、部会長を子ども部子育て支援課長とし、部会員は、別に定める職員をもって充てる。
- 4 会長は、必要に応じて作業部会を招集し、その議長となる。
- 5 前項の議長は、必要があると認めるときは、作業部会に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議及び作業部会の庶務は、子ども部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年8月21日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

2 西尾市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日

No.	氏 名	所属等	区 分
1	野田 美樹	岡崎女子短期大学教授	学識経験者
2	高須 朱音	西尾市保育園・こども園父母の会 会長連絡協議会会長	こどもの保護者
3	亀山 達朗	西尾市 P T A 連絡協議会理事	
4	山口 亘	西尾市子ども会育成連絡協議会会計	
5	山崎 克弥	西尾商工会議所副会頭	事業者・労働者
6	小林 英明	連合愛知三河中地域協議会副代表	
7	荒木 聖弘	愛知県西三河福祉相談センター長	こども・子育て 支援事業関係者
8	加藤 多恵子	西尾市小中学校校長会（鶴城小学校長）	
9	平田 兼久	私立幼稚園長（西尾中央幼稚園長）	
10	工藤 大策 （～R6.9.30）	西尾市医師会理事	
	鏑本 真里 （R6.10.1～）		
11	加藤 智子	西尾市民生委員・児童委員協議会 主任児童部会部長	
12	阿部 恵美	子育てサークル代表	
13	日高 菊雄	社会福祉法人西尾市社会福祉協議会事務局長	
14	小嶋 隆正	西尾子ども食堂代表	
15	内田 啓太	西尾市子ども・若者総合相談センター 「コンパス」施設長	
16	榊原 稔裕	西尾市子ども部長	
17	榊原 奈都希	市民委員（公募）	その他市長が必要と認める者
18	結城 紫		

※敬称略

3 西尾市子ども・子育て会議開催結果

回数	日時・場所	内容
第1回	令和6年6月17日（月） 午前10時30分から 西尾市役所1階多目的室	①第3期子ども・子育て支援計画の策定について ②子育て支援に関するアンケート調査の結果について ③追加アンケート調査の実施について ④作業部会の設置について
第2回	令和6年10月21日（月） 午後2時から 西尾市役所4階41会議室	①西尾市こども計画（仮称）骨子案について ②西尾市こども計画（仮称）施策体系案について
第3回	令和7年1月20日（月） 午後2時から 西尾市役所1階多目的室	①「西尾市こども計画（案）」について ②パブリックコメントについて
第4回	令和7年3月17日（月） 午前10時から 西尾市役所5階51会議室	①パブリックコメントの結果について ②西尾市こども計画最終案について
第5回	令和7年3月下旬 （書面会議）	西尾市こども計画最終案 議決

4 用語集

あ 行

○医療的ケア（児）

心身の機能に障害があり、呼吸や栄養摂取、排せつの際に医療機器やケアが必要な方に対し、保護者が家庭等で行うケアのこと。（たんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿など）恒常的に医療的ケアが必要なこどもを医療的ケア児という。

○LGBTQ

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なる性自認の人）、クエスチョニング（自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人等を表す言葉）の頭文字をとった言葉で、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）を表す総称の1つ。

か 行

○こども家庭センター

こどもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援を行う機関。

○コーホート変化率法

住宅開発などの人口変化要因は見込まず、各年の年齢階層毎の人口の変化率を算出し、統計的に将来人口を推計する方法のこと。

さ 行

○児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、こどもの健全な育成を妨げること。なお、虐待が疑われる場合や発見した場合は、法律で通告することが義務づけられている。

○児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学のこどもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う事業のこと。児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、そ

れ以外の「児童発達支援事業」がある。

○情報リテラシー

情報の適切な読み取り、評価や分析、整理や編集、作成や発信などを行う能力のこと。

○総世帯

住居及び生計を共にしている2人以上の人の集まりである一般世帯と、1人で1戸を構えて暮らしている、間借りして1人で暮らしている、寮・寄宿舍、下宿屋に住んでいる単身世帯を合わせたもの。

た 行

○DLA（対話型アセスメント）

日常会話はできるものの、教科学習に困難を感じている外国人児童生徒を対象に、紙筆テストでは測れない潜在的な日本語能力を測定する支援付き評価ツールのこと。

は 行

○パブリックコメント

国や地方公共団体の基本的な政策の策定等に当たり、策定しようとする政策の趣旨、目的、内容等を公表したものに対する市民や関係者などからの意見のこと。

○プレコンセプションケア

将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。

○ベビーファースト運動

こどもを産み育てやすい社会の実現に向け、企業も行政も個人もみんなで子育てを支える優しい社会を目指し、公益社団法人日本青年会議所が提唱している運動のこと。

○放課後等デイサービス

障害のある学齢期のこどもが、学校の授業終了後や学校休業日に通う療育機能・居場所機能を備えたサービスのこと。

ま 行

○未婚率

配偶関係不詳を除く各年齢人口に占める未婚者の割合。

や 行

○ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることも・若者のこと。

ら 行

○療育

障害児や発達に課題のあるこどもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高めるべく、医療的配慮のもとで育成されること。

○労働力率

就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合。

わ 行

○ワークショップ

参加者個々が考え、お互い協力し合い、与えられたテーマを元に展開するスタイルの会議や共同作業のこと。



西尾市こども計画

発 行：西尾市（令和7年3月）

〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地

T E L： 0563-65-2108・2109 F A X： 0563-57-1314

編 集：西尾市子ども部子育て支援課

